

社会・援護局関係主管課長会議資料

平成27年3月9日（月）

社会・援護局総務課

目 次

	頁
(重点事項)	
第1 生活困窮者自立支援法を中心とした新たな予算体系について・・・	2
第2 矯正施設退所者の地域生活定着促進事業の推進について	5
第3 ひきこもり対策について	8
第4 臨時福祉給付金（簡素な給付措置）について	14
(連絡事項)	
1 共同募金運動について	55
2 社会福祉事業功労者に対する厚生労働大臣表彰について	57
(参考資料)	
平成26年度社会・援護局関係主要行事予定〈社会関係〉	59
「臨時福祉給付金支給要領」等（新旧対照表）	60

重 点 事 项

連 絡 事 項

参 考 资 料

なお、再編後の予算項目（案）については、以下のとおりである。

（下線部が新規・改正事項（案））

（項）生活保護等対策費（現行の（項）生活保護費の名称変更）

（目）生活保護指導監査委託費

（目）生活扶助費等負担金

（目）医療扶助等負担金

（目）介護扶助等負担金

（目）生活困窮者自立相談支援事業費等負担金

（目細）生活困窮者自立相談支援事業等経費

（目細）被保護者就労支援事業費

（目）生活困窮者就労準備支援事業費等補助金

（目細）生活困窮者就労準備支援等事業費

（目細）被保護者就労準備支援事業費

（目細）生活保護適正化等事業費（※1）

※1：現行のセーフティネット支援対策等事業費補助金は、（目細）生活保護適正化等事業費に組み込む形で検討

※2：（項）地域福祉推進費は、（項）生活保護等対策費へ統合

（2）平成27年度の生活困窮者自立相談支援事業費等負担金及び生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の国庫補助協議等について

本負担金については、生活保護制度の自立助長機能の強化に加え、生活保護に至る前の段階にある生活困窮者の自立支援について、一体的・有機的な実施をお願いする。

また、本補助金については、新たな予算体系として、新法の任意事業と生活保護関係事業等の予算補助事業を一本化し、一体的・有機的な執行を図ることとしており、これら事業の実施に当たっては、各事業を効果的に実施するための必要な連携や効率的な事業実施が図られるようお願いする。

なお、具体的な協議方針については今後お示しする予定であるが、本補助金の国庫補助協議に当たっては、個々の事業の必要性や効果等について十分に精査いただくようお願いする。

(3) 新法等の施行等に係る補助金等の交付等に関する事務の都道府県への委任について

新法等の補助金等に係る交付等の事務を実施するに当たり、当該補助金等の交付等の手続きを円滑に進めるためには、地域の実情に沿ったきめ細やかな対応が必要である。

また、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 26 条第 2 項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）第 17 条第 1 項に基づき、国の補助金等の交付に関する事務の一部を、都道府県が行うことができるとされているところである。

さらに、当該事務の対象となる補助金等の種類及び事務の内容については、厚生労働省告示において、厚生労働省内各部局が所管する補助金等の種類毎に定められており、「都道府県が行う補助金等の交付に関する事務（平成 12 年厚生省告示第 265 号）」で、社会・援護局所管の補助金について定めているところである。

今般、平成 27 年度予算案（平成 27 年 1 月 14 日閣議決定）において、生活困窮者自立相談支援事業費等負担金及び生活困窮者就労準備支援事業費等補助金が創設されることに伴い、当該負担金・補助金に係る事務についても、既存の補助金等と同様に、都道府県に委任する旨、所要の手続きを行っているところである。

都道府県におかれては、新法及び改正生活保護法等に係る負担金・補助金の円滑な執行を図るため、これら負担金等の交付の事務の一部を行って頂きたいと考えており、特段のご配慮をお願いしたい。

なお、委任する事務の具体的内容や、事前調整等については別途事務連絡等にてお示しする予定である。

(4) 今後の課題

国家の喫緊の課題である財政健全化に向けての予算の抜本的な見直しが進む等、財政的には今後ますます厳しい状況に置かれることとなる。

そのような状況を国及び各自治体で共通の認識としながら、今後の施策が円滑に実施されるよう、国として最大限努力してまいりますので、各都道府県においても、その旨ご理解のうえ、ご協力願いたい。

第2 矯正施設退所者の地域生活定着促進事業の推進について

(1) 事業概要

- 矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院）退所者のうち、高齢又は障害を有する者の中には、福祉的支援が必要であるにもかかわらず、必要とする福祉サービス等を受けていない人が少なくない状況や、親族等の受入先を得られないまま矯正施設を退所する高齢者、障害者も数多く存在することが明らかになっている。
- このため、平成21年度から「地域生活定着支援事業」（平成24年度から「地域生活定着促進事業」）を実施し、矯正施設に入所中の段階から、福祉サービス等につなげる支援を実施する「地域生活定着支援センター」（以下単に「センター」という。）を各都道府県に設置している。

(2) センターの設置状況

- 平成23年度末に全国47都道府県に設置が完了し、これによって全国的な広域調整が可能な体制となっている。

(3) 支援の充実・強化

- センターの業務は、矯正施設退所後の帰住先の調整が中心となる。一方で、センターが調整を行った事例の増加に伴い、矯正施設退所後の定着支援の必要性が高まってきたことから、平成24年度からは、これまで各センターが任意で実施していた矯正施設退所後のフォローアップ及び相談支援をセンターの業務とし、事業内容を拡大・拡充することとした。これにより、入所中から退所後まで一貫した相談支援を行い、地域への継続的な定着をより促進することが可能となっている。また、この支援の拡充に伴い、センター1か所あたり、国庫補助基準額を増額（1700万円→2500万円）し、センター職員の増員も図った。

○ 地域生活定着促進事業におけるセンターの主な業務

① コーディネート業務

保護観察所からの依頼に基づき、矯正施設の入所者を対象として受入先となる社会福祉施設等のあっせんや福祉サービスの申請支援等を行う。

② フォローアップ業務

矯正施設退所後一定期間、矯正施設退所者を受け入れた施設等に対し、処遇上の助言を行い、また対象者のケア会議を開催し、退所後の支援について協議するなど必要な支援を行い、矯正施設退所者の施設等への定着を図る。

③ 相談支援業務

矯正施設退所者等に対し、地域の福祉サービス等の利用に関して、本人又はその関係者からの相談に応じ、面接、助言、訪問などその他必要な支援を行い、地域への継続的な定着を図る。

なお、被疑者・被告人段階の方に対する福祉的支援を行っているセンターもあるところ、当該事務については、相談支援業務として実施することは可能であるが、上記コーディネート業務及びフォローアップ業務の実施に支障を来さないよ

う配慮する。

(4) 予算案の内容

- 本事業は、「生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（仮称）（283億円）」のメニュー事業として実施する。
 - ア 事業の基準額
各都道府県あたり、2,500万円以内（センターは各都道府県に原則1ヶ所設置）
 - イ 補助率
定額（3/4相当）
併せて、業務実績等を勘案し、必要と認める都道府県に対し、厚生労働大臣の認める範囲内の額の上乗せを実施する。

- 平成27年度予算案における国庫補助の変更について
平成27年度の国庫補助は、事業費基準額は前年度と同額（2,500万円）とするが、フォローアップ及び相談支援といった、矯正施設退所後に支援を行うものについては、地域の関係機関との連携、他の福祉施策の活用など、地域の実情を踏まえた効率的な業務実施を推進する観点から、地方負担の導入を原則とした。ただし、実際の交付に当たっては、地方負担相当分（1/4相当）を除いた定額（3/4相当）を補助することとし、各都道府県が、その財政状況に応じ柔軟に対応できるようにしている。
また、今回の国庫補助の見直しに当たって、各都道府県の業務に繁閑の差が生じていることを踏まえ、各都道府県の業務実績に応じて国庫補助の上乗せの配分を行うことにより、業務量の多いセンターの円滑な業務運営に配慮することとしている。
各都道府県においては、厳しい財政状況の下、事業の効率的実施の観点から、事業規模をゼロベースで精査し、真に必要な業務量を確保していただくとともに、矯正施設退所者も地域社会の一員であり、帰住地の地方自治体の行う地域福祉関係事業の対象にもなり得ることなどを踏まえ、これらの事業と一体的に実施するなどの工夫を行い、地域の総合力を生かした事業が展開できるよう配慮をお願いしたい。

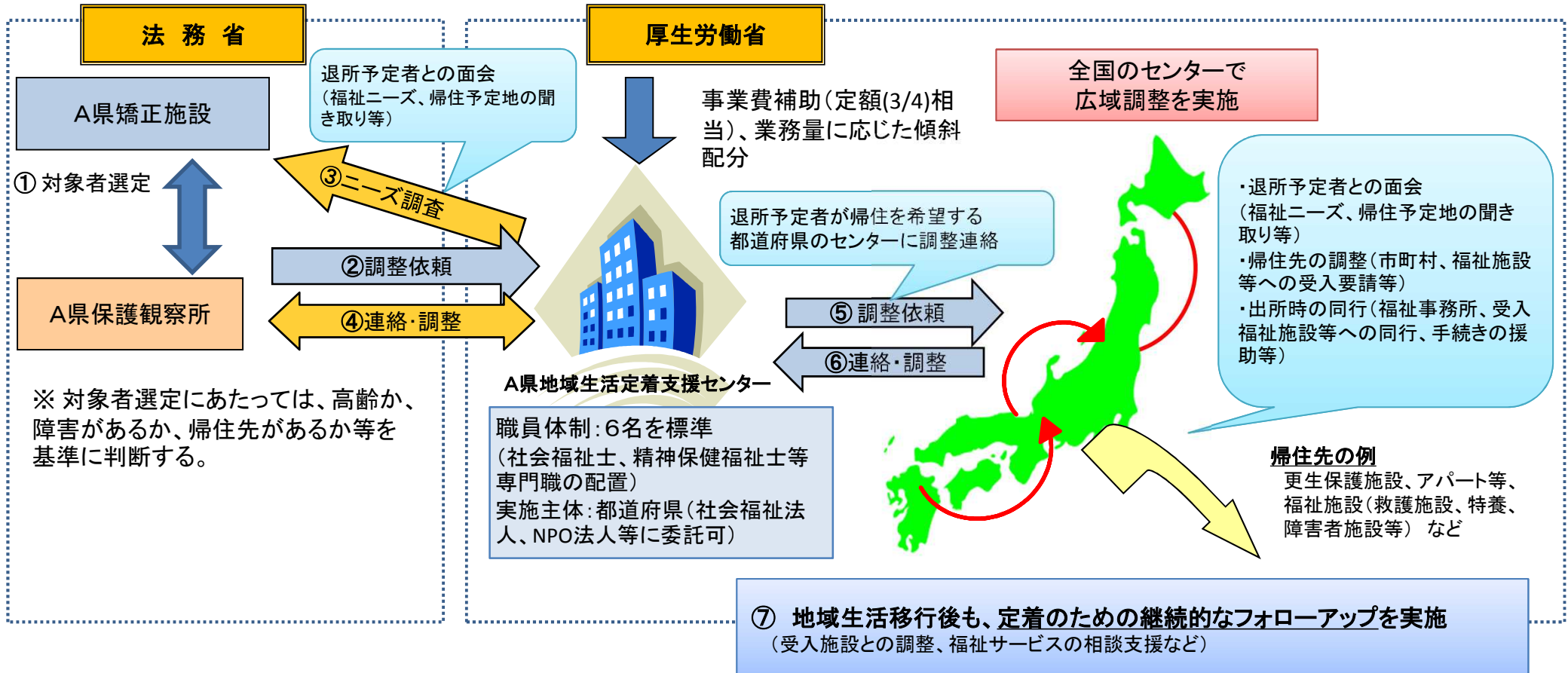
(参考) 関連通知等

- 刑事施設、少年院及び保護観察所と地方公共団体、公共の衛生福祉に関する機関等との連携の確保について（平成21年4月1日付け法務省保観第206号、社援発第0401019号）
- セーフティネット支援対策等事業の実施について（平成17年3月31日付け社援発第0331021号）別添地域生活定着促進事業実施要領
- 「地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針」について（平成21年5月27日付け社援総発第0527001号）
- 地域生活定着促進事業に係る質疑応答集（平成26年3月31日）

地域生活定着促進事業

【※平成27年度予算(案) 生活困窮者自立支援法等に係る補助金283億円の内数】

- 平成21年度より、高齢又は障害により支援を必要とする矯正施設退所者に対して、保護観察所と協働し退所後直ちに福祉サービス等につなげる「地域生活定着支援センター」の整備を実施。
- 平成23年度末に全国47都道府県への整備が完了し、平成24年度からは全国での広域調整が可能に。
- 地域生活定着支援センターでは、①入所中から帰住地調整を行うコーディネート業務②福祉施設等へ入所した後も継続的に支援するフォローアップ業務③地域に暮らす矯正施設退所者に対して福祉サービスの利用等に関する相談支援業務を実施。(平成25年度は延べ1,234人のコーディネートを実施し、うち628人が受入先に帰住)



第3 ひきこもり対策について（総務課）

（1）生活困窮者自立支援法による事業への移行

ひきこもりの問題については、ひきこもりの状態にある本人（以下、「本人」という。）が抱える個別の問題と家族における先行きが見えない不安や心労、親自身の高齢化といった問題が複合することにより、本人のひきこもり状態の長期化、高齢化に繋がっているものと認識している。

今般、平成27年度から施行される生活困窮者自立支援法は、「包括的・個別的な支援」、「早期的・継続的な支援」、「分権的・創造的な支援」を目的課題（※1）として制定されたものであり、ひきこもりの問題においても個別課題に対応する相談について、生活困窮者自立支援法の相談事業の一つとして位置付けたところである。

なお、従来の「ひきこもり対策推進事業」（※2）については、「セーフティネット支援対策等事業費補助金」を財源に都道府県、指定都市に中核的な相談センターとして「ひきこもり地域支援センター」を設置してきたところであるが、これらの事業については、生活困窮者自立支援法の任意事業（その他事業）として継続実施していただくこととしている。

将来的には、こうした既存施策の相談体制と今後始まる住み慣れた身近な地域（基礎自治体）における相談体制が重層的に機能することを期待しており、都道府県におかれては、管内の行政機関はもとよりあらゆる社会資源と密接な連携、協力を行っていただき、定期的な協議を行う等、積極的なネットワークの構築をお願いする。

ひきこもりの問題は、一言で言えば人と社会、人と人との関係性が根底にあり、専門機関や専門職のみの力では解決出来ないものであるため、本人や家族からの傾聴や地域での見守り等、地域力の協力も必要不可欠であると認識している。ついては、ひきこもりという状況に関して、現場での多くの経験を有する当事者団体である「全国ひきこもりKHJ親の会（家族会連合会）」（地域ごとの支部を含む。）等とも連携、協力していただくようお願いする。

※1 社会保障審議会（生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会）報告書（H25.1.25）

※2 ひきこもり地域支援センター設置運営事業（平成21年度～）、ひきこもりサポーター養成研修、派遣事業（平成25年度～）

(2) ひきこもり対策推進事業について

厚生労働省では、平成21年度から「ひきこもり対策推進事業」を創設し、ひきこもりに特化した専門的な第一次相談窓口としての機能を有する「ひきこもり地域支援センター」(以下、「センター」という。)を各都道府県、指定都市に整備することを中心に進めてきている。

センターの設置数は、創設初年度は、全国で17か所(17自治体)であったが、都道府県、指定都市の皆様の当事業に対する理解と協力を頂いた結果、平成26年度末では、56か所(52自治体)となり、約8割の都道府県、指定都市に設置されるに至ったことに対し感謝申し上げます。

なお、設置に至っていない15自治体については、それぞれの自治体の実情や設置することへの課題等を伺い、センターの設置趣旨の理解とともに、設置に向けて取り組んでいただけるよう国としても支援していくことから、疑義、相談等があれば適宜連絡頂きたい。

今後は、センターの設置はもとより、前述のとおり、生活困窮者自立支援法の施行により、基礎自治体において相談体制等が整備され、センターとの連携が求められることから、センターの組織としての専門性の向上を図る等、ひきこもり対策のより一層の取り組みをお願いします。

また、ひきこもりの相談については、これまで、ひきこもり地域支援センターを中心に対応してきたが、平成25年度より、本人や家族に対する早期対応を目的に、住み慣れた身近な地域において継続的な訪問支援を行う「ひきこもりサポーター」(ひきこもりを抱える家族等の当事者(ピアサポート)等含む)を養成し、派遣する事業を新たに行うこととした。一方、前述のとおり、基礎自治体において、平成27年度から生活困窮者自立支援法が施行され、相談体制等が整備されることも視野に入れ、都道府県、指定都市におかれては、より一層サポーター養成研修事業に取り組んでいただけるようお願いする。

さらに、当事業は、社会福祉法人、NPO法人等に運営委託を可能としていることから、民間の柔軟で多様な取組を活用する等、効果的な実施を併せてお願いします。

ひきこもり対策推進事業

(1) ひきこもり地域支援センター設置運営事業

〔実施主体〕 都道府県、指定都市

〔国庫補助基準額〕 1 自治体当たり10,000千円
※児童期、成人期の2機能を持たせた場合20,000千円
〔補助率〕 1/2

(2) ひきこもりサポーター養成研修事業

〔実施主体〕 都道府県、福祉事務所を設置する市区町村
〔国庫補助基準額〕 1 自治体当たり500千円
〔補助率〕 1/2

(3) ひきこもりサポーター派遣事業

〔実施主体〕 福祉事務所を設置する市区町村
〔国庫補助基準額〕 1 自治体当たり800千円
〔補助率〕 1/2

(4) 予算科目

【従 来】	→	【平成27年度以降】
(項) 地域福祉推進費		(項) 生活保護等対策費
(目) セーフティネット支援対策等事業費 補助金		(目) 生活困窮者就労準備支援事業費等 補助金

(参考)

ひきこもり対策推進事業実施要領

第1 目的

本事業は、ひきこもり対策を推進するための体制を整備し、ひきこもりの状態にある本人や家族等を支援することにより、ひきこもりの状態にある本人の自立を促進し、本人及び家族等の福祉の増進を図ることを目的とする。

第2 ひきこもり地域支援センター設置運営事業

1 目的

本事業は、各都道府県及び指定都市に、ひきこもりに特化した第一次相談窓口としての機能を有する「ひきこもり地域支援センター」（以下「センター」という）を整備し、より支援に結びつきやすくするものである。

本センターには、「ひきこもり支援コーディネーター」を配置し、ひきこもりの状態にある本人や家族からの電話、来所等による相談に応じ、適切な助言を行うとともに、必要に応じて家庭訪問を中心とする訪問型の支援を行うものである。

また、地域における関係機関とのネットワークの構築や、ひきこもり対策にとって必要な情報を広く提供する役割を担うなど、ひきこもりの状態にある本人の自立を促進し、福祉の増進を図ることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、都道府県又は指定都市とする。

ただし、事業に必要な設備を備え、適切な運営が確保できると認められる民間団体等（社会福祉法人、NPO法人等）に、事業の全部又は一部を委託することができる。

3 事業内容

(1) ひきこもりの状態にある本人や家族等（以下「対象者」という）からの相談

対象者からの電話、来所等による相談に応じ、適切な助言を行うとともに、必要に応じて家庭訪問を中心とする訪問型の支援を行うものとする。

また、対象者の相談内容等に応じて、医療、保健、福祉、教育、就労等の適切な関係機関へつなぎ、当該機関と情報交換を行うなど、対象者の支援の状況把握に努めるとともに、適切な支援方法について検討を行うものとする。

(2) 連絡協議会の設置

対象者の相談内容等に応じた適切な支援を行うことができるよう、地域の既存の社会資源（医療、保健、福祉、教育、就労等の関係機関）からなる連絡協議会を設置し、情報交換等各機関間で恒常的な連携が確保できるよう努める。

なお、関係機関からなる既存の連絡協議会等を活用することは差し支えない。

(3) 情報発信

リーフレットの作成等により、ひきこもりに関する普及啓発を図るとともに、センターの利用及び地域の関係機関、関係事業の広報、周知を行う等、ひきこもり対策に関する情報発信に努める。

(4) その他の事業

上記（1）から（3）までの事業以外でひきこもり対策の推進を目的とした事業を必要に応じて実施する。

4 実施体制

(1) ひきこもり支援コーディネーターの配置

センター1か所当たり、原則、ひきこもり支援コーディネーターを2名以上配置するものとし、このうち専門職を1名以上配置するものとする。

専門職は、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等の資格を有する者とする。ただし、これによりがたい場合はこれらと同等に相談業務等を行うことのできる者とする。

(2) センターの開所日

原則、週5日以上、1日8時間、週40時間を目安として開所することとする。

5 実施上の留意事項

本事業の実施に携わる職員は、利用者のプライバシーの保持に十分配慮するとともに、業務上知り得た個人情報、業務目的以外で他に漏らしてはならない。特に利用者の個人情報を入手する場合には、支援のために関係機関へ個人情報の提供がありうる旨を説明した上で、利用者の上で、利用者の了承を得ておくものとする。

また、利用者の同意が得られない場合等は、利用者とは十分相談の上、情報を取り扱うこと。

第3 ひきこもりサポーター養成研修、派遣事業

1 目的

本事業は、ひきこもり対策を推進するため、ピアサポートを含む「ひきこもりサポータ

一) (以下「サポーター」という)を養成、派遣し、地域に潜在するひきこもりの状態にある者を早期に発見し、適切な支援機関に早期につなぐことで、ひきこもりの状態からの早期回復を目指す。

また、サポーターによる対象者へのきめ細やかで継続的な訪問支援により、ひきこもりの状態にある本人の自立を促進し、福祉の増進を図ることを目的とする。

2 ひきこもりサポーター養成研修事業

(1) 実施主体

実施主体は、都道府県又は福祉事務所を設置する市区町村（以下、「市区町村」という）とする。

ただし、事業に必要な設備を備え、適切な運営が確保できると認められる民間団体等（社会福祉法人、NPO法人、家族会等）に、事業の全部又は一部を委託することができる。

(2) 事業内容

事業の内容は、次に掲げるものとする。

ア 養成研修

実施主体は、ひきこもりの状態にある本人や家族等に対するボランティア支援（ひきこもりの状態からの回復者や家族等によるピアサポート活動を含む）に関心のある者を対象に、ひきこもりに関する基本的な知識（ひきこもりの概要、支援方法、支援上の注意点等）を修得させる「ひきこもりサポーター養成研修」を行う。

イ サポーター登録、名簿管理

研修修了者等を対象に、サポーターとして活動することを同意した者を名簿に登録し、管理する。同意の確認は、署名（様式は各実施主体で作成）によることとする。

当該名簿は、「ひきこもりサポーター派遣事業」を実施する市区町村（実施予定含む）へ提供し、派遣調整の際に活用する。

(3) 実施上の留意事項

ア 秘密の保持（個人情報の取扱い）

本事業の実施に携わる職員は、研修修了者等のプライバシーの保持に十分配慮するとともに、業務上知り得た個人情報は、業務目的以外で他に漏らしてはならない。

また、研修修了者等にサポーターとして活動することの同意を得る際には、サポーターとして登録された者の個人情報が「ひきこもりサポーター派遣事業」を実施する市区町村（実施予定含む）に提供される旨を十分説明した上で、同意の署名を得る。

イ 養成研修

養成研修の実施に当たっては、「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」（平成22年度厚生労働省公表）等を参考に、講義やグループワークの形式等を活用し、ひきこもり支援を効果的に学べるよう配慮すること。

なお、必要に応じて継続研修を実施する等、修了者のスキルアップにも配慮すること。

ウ 市区町村との連携

サポーター名簿の管理につき、市区町村との連携を図り、サポーターの派遣が円滑に

行われるよう留意すること。

また、市区町村から、サポーター派遣に当たっての技術的相談があった場合には、サポーターに継続研修を実施する等の他、市区町村に技術的助言や指導を実施し、支援体制の充実を図る。

3 ひきこもりサポーター派遣事業

(1) 実施主体

実施主体は、福祉事務所を設置する市区町村とする。

ただし、事業に必要な設備を備え、適切な運営が確保できると認められる民間団体等（社会福祉法人、NPO法人、家族会等）に、事業の全部又は一部を委託することができる。

(2) 事業内容

事業の内容は、次に掲げるものとする。

ア ひきこもりサポーター派遣

実施主体は、対象者が支援を希望した場合には、サポーターを選定し、サポーターによる訪問支援、情報の提供等の支援を継続的に実施する。派遣に当たっては、対象者及びサポーターに、派遣目的、活動計画、活動内容を明確にし、双方の同意を得る。

なお、対象者から派遣の中止又は終了の希望が示された場合には、速やかに中止又は終了する。

また、サポーターは地域に潜在するひきこもりの状態にある者の早期の発見に努め、発見した場合には実施主体に相談し、必要な支援を実施する。

イ 名簿管理

実施主体（実施予定含む）は「ひきこもりサポーター養成研修事業」の実施主体等からサポーター名簿の提供を受け、その管理を行う。

名簿の提供を受けた実施主体は、名簿に登録された者がひきこもりサポーターとして活動する意向があることを再度確認した上で、名簿を管理する。

ウ 派遣調整、助言及び指導

対象者がサポーターによる支援を希望した場合には、支援目的等を確認の上、サポーターを選定する。

サポーター派遣を開始した後は、サポーターからの報告を継続的に受け、サポーターに対して対象者への関わり方の助言及び指導を継続的に行い、本事業が適切に運用されるよう配慮する。また、必要に応じてサポーターに継続研修を実施する等、適切な運用に配慮する。

(3) 実施上の留意事項

ア 派遣時の同意

本事業では、対象者からの支援の希望を受けて派遣が開始されるが、派遣開始に当たっては、事前に対象者の同意を得た上で調整を開始することに留意する。

イ 事故等への対応

派遣時の事故等につき、発生時の対応及び報告体制を整えておくことに留意する。

第4 臨時福祉給付金（簡素な給付措置）について

臨時福祉給付金（簡素な給付措置）の概要

1 概要について

(1) 趣旨等

ア 低所得者に対し、消費税率引上げ(5%→8%)による影響を緩和するため、平成27年度も簡素な給付措置（臨時福祉給付金の支給）を引き続き行うこととし、市町村に対する給付費及び円滑な支給に必要な事務費の補助等を行う。

イ 制度の概要は、支給額や加算措置の有無といった変更点を除けば、基本的に平成26年度事業と同様である。以下の図を参照されたい。

臨時福祉給付金の概要（26年度と27年度の比較）

		平成27年度	平成26年度
趣 旨		税制抜本改革法に基づき、低所得者に対し、消費税率引上げ(5→8%)による影響を緩和するため、簡素な給付措置（臨時福祉給付金の支給）を実施	
内 容	支給対象者	市町村民税（均等割）が課税されていない者 (市町村民税（均等割）が課税されている者の扶養親族等、生活保護の被保護者等を除く)	
	予算上の対象者数 (注1)	2,200万人	2,400万人
	支給対象者の特例	施設入所等児童等、DV被害者、措置入所等障害者・高齢者等は、所定の手続きの下、扶養関係にかかわらず、当該者に支給	
	実施主体	市町村（特別区を含む）	
	基 準 日	平成27年1月1日	平成26年1月1日
	支 給 額 (注2)	支給対象者一人につき、6,000円 (加算措置なし) (平成27年10月～平成28年9月の1年分)	支給対象者一人につき、10,000円 基礎年金受給者等に、5,000円を加算 (平成26年4月～平成27年9月の1年半分)
	費 用	事業の実施に要する経費（事業費・事務費）を国が補助（10/10）	
	予 算 額	1,693億円 (事業費：1,320億円、事務費：373億円)	3,420億円 (事業費：3,000億円、事務費：420億円)

(注1) 予算積算上の推計数であり、対象者数の減は、推計方法を精査したことによるもの

(注2) 支給額は、低所得世帯の消費税率引上げに伴う食料品支出額の増加分（3%アップ分）を参考に算出

(2) 被保護者等の取扱い

生活保護基準等は、平成26年4月の消費税率の引上げによる負担増の影響分を織り込んで設定されているため、平成26年度事業と同様に、基準日（平成27年1月1日）における生活保護制度の被保護者等については、臨時福祉給付金の支給対象外とする。

ただし、以下の者については、臨時福祉給付金の支給対象とする。

- ・ 基準日（平成 27 年 1 月 1 日）に保護停止中の者
- ・ 平成 27 年 1 月 2 日から 10 月 1 日までに保護が廃止又は停止となった者

（3）施設入所等児童等、DV被害者等に関する取扱い

ア 平成 26 年度事業と同様に以下のような取扱いとする。

（ア）基準日（平成 27 年 1 月 1 日）時点で児童福祉施設等に入所等している児童等については、保護者の扶養親族等とはなっていないものとみなすこととし、当該児童等の住民票を基準日に施設等の所在する市町村に移していない場合も、当該施設等の所在する市町村から支給することとする。

（イ）DV被害者等については、基準日（平成 27 年 1 月 1 日）時点で配偶者と生計を別にしてしているDV被害者等について、保護命令が出ている等の一定の要件を満たす旨を申し出た場合には、配偶者の扶養親族等とはなっていないものとみなし、基準日時点で住民票を移していない場合には、申出日時点で当該DV被害者等が居住する市町村から支給することとする。

イ このため、施設入所等児童等及びDV被害者等については、平成 26 年度事業と同様に、支給先の管理を行うために作業が必要となるため、御協力をお願いします。

ウ 平成 26 年度事業においては、「配偶者からの暴力を理由とした避難事例における臨時福祉給付金（簡素な給付措置）関係事務処理について」（平成 26 年 1 月 10 日付け事務連絡）等により御協力をお願いしたが、平成 27 年度事業についても、同様の情報交換を実施していただきたいと考えている。

情報交換の時期については、各市町村で申請受付が開始される時期を念頭に、7 月頃に実施していただくことを予定している。詳細については、追って連絡する。

第 2 実施に向けた準備

1 予算について

(1) 国における予算計上

ア 臨時福祉給付金の支給に要する経費については、「平成 27 年度一般会計予算」（平成 27 年 1 月 14 日閣議決定）に計上されたところである。

イ 補助率については、10 分の 10 であり、計上額は次のとおりである。

(ア) 事業費 1,320 億円

・ 6,000 円×2,200 万人分 = 1,320 億円

(イ) 事務費 373 億円

・ うち、地方公共団体分 = 約 358 億円

ウ 事務費予算計上の考え方は以下のとおりであり、平成 26 年度事業とほぼ同様である。

(ア) 市町村分

- ・ 審査事務等に要する人件費 [申請の勧奨、支給対象者リスト作成、申請書審査、入力・集計など]
 - ・ 申請書等の発送費用 [申請書送付料、支給決定通知送付料など]
 - ・ システム改修費 [既存システムの改修 など]
 - ・ 電話照会対応に要する経費 [電話対応要員の賃金又はコールセンター設置費用など]
 - ・ 口座振込手数料
 - ・ 広報経費 [広報誌掲載費、チラシ等作成費など]
 - ・ その他 [支給事務に係る旅費、消耗品費、電話代、事務機器借料など]
- などの経費を見込んだもの。

(イ) 都道府県分

- ・ 市町村への伝達会議開催に要する経費
- ・ 補助金執行事務に要する人件費
- ・ 広報経費

などの経費を見込んだもの。

(2) 概算払経費要求及び予算の繰越しについて

ア 平成 27 年度の臨時福祉給付金に係る予算については、事業費・事務費ともに、概算交付が出来るよう、概算払対象経費として要求することとしている。

イ 平成 27 年度事業については、平成 27 年度中に完了することを原則とし、予算を平成 28 年度に繰り越して実施することは想定していない。

(3) 地方公共団体における予算計上について

臨時福祉給付金については、基準日を平成 27 年 1 月 1 日とし、後述のとおり平成 27 年 10 月から支給を開始していただくことを想定しており、既に平成 27 年度当初予算に計上していただいている市町村もあると承知しているが、まだ予算措置を行っていない市町村におかれては、効率的な実施方法等について検討の上、それを踏まえた予算計上をお願いしたい。

(4) 都道府県に対する事務委任について

臨時福祉給付金に係る国庫補助金の執行に当たっては、給付制度の円滑な実施の観点から、引き続き、都道府県に補助金等の交付に関する事務の一部について御協力をお願いしたい。

2 実施スケジュール等について

ア 上述のとおり、平成 27 年度事業で支給する臨時福祉給付金は、平成 27 年 10 月から平成 28 年 9 月までの 1 年間の期間に対応するものであることから、各市町村においては、平成 27 年 8 月から 9 月頃に申請受付を開始し、平成 27 年 10 月から支給を開始するスケジュールを基本に事業を計画していただきたいと考えている。

イ 申請受付期間については、平成 26 年度事業と同様に、3 か月を基本とし、市町村の規模等に応じて 3 か月以上 6 か月以内の期間を設定していただきたい。なお、上述のとおり、平成 27 年度事業は平成 27 年度中に完了することとしているので、期限の設定に当たっては留意願いたい。

3 広報に関する準備作業について

(1) 国の広報について

平成 27 年度事業における国の広報予定は、以下のとおりである。

ア 特設ホームページの開設

厚生労働省のホームページに基本的情報を掲載するほか、別途、平成 26 年度事業と同様、臨時福祉給付金に関する特設ホームページを設ける。

イ 特設コールセンターの設置

臨時福祉給付金に関する国民からの一般的問い合わせに国でも対応するため、平成 26 年度事業と同様、特設コールセンターを設置し、オペレーターによる電話対応を実施する。電話番号は、引き続き「0570-037-192」とする予定である。

なお、平成 26 年度中は、現在設置している特設コールセンターにおいて、平成 27 年度の臨時福祉給付金に関する問い合わせにも対応しているところであるが、平成 27 年 4 月以降の対応については、委託業者の選定等の手続き後、開設時期等を連絡する。

ウ 一般的広報

各市町村で申請受付が開始される時期と、申請受付が終了する時期に合わせ、以下のような一般的広報を実施する予定であり、委託業者の選定等の手続き後、具体的内容を連絡する。

なお、これら一般的広報の実施時期は、各市町村において 8 月から 9 月頃に申請受付が開始され、10 月から支給が開始される実施スケジュールを念頭に、大半の市町村が申請受付を開始する時期と申請受付を終了する直前の時期を捉えて重点的に行いたいと考えている。

- ・ テレビスポット
- ・ ラジオ広告
- ・ 新聞広告
- ・ インターネット広告
- ・ ポスター・チラシの作成、配布

(2) 地方公共団体における広報について

ア 各市町村における住民に直接申請を促す方法として、平成 26 年度事業では、多くの市町村において、個人住民税が課税されていない旨のお知らせとともに臨時福祉給付金の申請書等を送付する方式による個別の申請勧奨を実施していただいた。

イ こうした個別の勸奨が、着実に対象者へ支給するために非常に効果的であり、また、多くの市町村では、申請書等に氏名等を予め印字して送付するなど、申請者の利便性に資する取組が行われた。こうした取組を踏まえ、平成27年度事業においても、各市町村において効果的な申請勸奨に取り組んでいただきたい。

【参考】平成 27 年度の臨時福祉給付金の支給額等に関する Q & A

平成 26 年度の臨時福祉給付金は 10,000 円であるのに対し、なぜ平成 27 年度の臨時福祉給付金は 6,000 円なのか。

(答)

- 平成 26 年度の臨時福祉給付金も、平成 27 年度の臨時福祉給付金も、消費税率の引上げによる食費の負担増に相当する額を支給しており、支給の水準は変わっていません。
- 額の違いは、対象とする期間の違いによるものです。
平成 26 年度・・・平成 26 年 4 月～平成 27 年 9 月の 1 年半分
平成 27 年度・・・平成 27 年 10 月～平成 28 年 9 月の 1 年分
- 低所得者対策である臨時福祉給付金は、毎年 6 月頃に決定される住民税の課税状況に応じて支給することとしています。
- 平成 26 年度は、平成 26 年 6 月頃に決定される平成 26 年度の住民税の課税状況を用いる必要があった一方、消費税率は平成 26 年 4 月に引上がっていましたので、平成 26 年 4 月分まで遡って 1 年半分を支給しました。
- 一方で、平成 27 年度は、住民税の課税状況が 1 年ごとに改定されることに応じ、臨時福祉給付金も 1 年分を支給することとしたものです。

平成 28 年 10 月以降の分については、どうなるのか。

(答)

- 臨時福祉給付金は、税制抜本改革法において複数税率等の低所得者対策が実施されるまでの間の措置として位置付けられています。
- このため、平成 28 年 10 月以降分については、今後の複数税率をめぐる検討状況等を踏まえ、平成 28 年度予算案の編成過程で検討し、決定されるものと考えています。

平成 27 年度も、生活保護の被保護者は臨時福祉給付金の支給対象外という扱いでよいのか。

(答)

- 基準日（平成 27 年 1 月 1 日）時点において、生活保護制度の被保護者となっている方は、消費税率引上げの影響を織り込んだ保護基準に基づき、生活保護費を支給されておりますので、原則として、臨時福祉給付金の対象とはしておりません。
- ただし、前回は特例として、基準日の翌日以降に生活保護が廃止又は停止となった方については、支給対象としたところ です。
- 平成 27 年度の臨時福祉給付金についても、支給対象期間が平成 27 年 10 月 1 日からの 1 年間分となっていることを鑑みて、基準日の翌日から平成 27 年 10 月 1 日までに生活保護が廃止又は停止(※)となった方は支給の対象とします。
(※)平成 27 年 9 月 30 日までは生活保護費を受給し、10 月 1 日分から受給しない方を含みます。

なぜ平成 27 年 10 月からの速やかな支給を基本としているのか。

(答)

- 平成 27 年度の臨時福祉給付金は、平成 27 年 10 月 1 日からの 1 年間分を対象期間としており、かつ平成 27 年度中（平成 28 年 3 月 31 日まで）に支給事業を執行することを踏まえ、10 月から速やかに支給を開始すること及びこのために 8 月から 9 月に受付を開始していただくことを基本としております。国の広報も、こうしたスケジュールを念頭に行うこととしております。
- ただし、他の事業との兼ね合い等、やむを得ない事情により、例えば申請開始時期を 10 月頃に設定する等、申請及び支給開始時期をずらしていただくことも可能ではありますが、その場合においても、本事業の性格上、できる限り早期の申請・支給開始にご協力をお願いするものです。

受取口座の確認書類の取扱いについて変更したのか。

(答)

- 申請者の手間や審査を行う市町村の事務負担を考慮し、今回は、平成 26 年度の臨時福祉給付金を受給された方については、申請者にあらかじめ平成 26 年度の給付金を振り込んだ金融機関口座を印字した申請書を郵送し、申請者が同口座への振込みを希望した場合には、金融機関口座の写し等の添付書類を省略できるような様式例をお示ししているところです。

- 各市町村におかれましては、こうした様式例を参考にいただき、それぞれ申請書の作成をお願いします。

実施要綱例で申請書に本人確認書類を添付させることとしているが、必ず必要なのか。

(答)

- 臨時福祉給付金の支給において、適切に本人確認を行うことが必要であり、要綱例には本人確認書類を申請書に添付する方法をお示ししております。

- 一方で、
 - ・ 受給者と振込先の金融機関口座の名義が同一である場合には、添付を不要とした市町村があると伺っており、
 - ・ また、申請書を窓口を持参して、その場で本人が確認できる書類（運転免許証等）を提示した場合など、申請者本人であることが明らかであるケースも想定されます。

- 具体的な運用方針は各市町村で定めていただいで差し支えありません。

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(抄)

(税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置)

第七条 第二条及び第三条の規定により講じられる措置のほか、政府は、所得税法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第十三号)附則第百四条第一項及び第三項に基づく平成二十四年二月十七日に閣議において決定された社会保障・税一体改革大綱に記載された消費課税、個人所得課税、法人課税、資産課税その他の国と地方を通じた税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策について、次に定める基本的方向性によりそれらの具体化に向けてそれぞれ検討し、それぞれの結果に基づき速やかに必要な措置を講じなければならない。

一 消費課税については、消費税率(地方消費税率を含む。以下この号において同じ。)の引上げを踏まえて、次に定めるとおり検討すること。

イ 低所得者に配慮する観点から、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号。第六号において「番号法」という。)による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する制度(次号ニ(3)及び第六号において「番号制度」という。)の本格的な稼働及び定着を前提に、関連する社会保障制度の見直し及び所得控除の抜本的な整理と併せて、総合合算制度(医療、介護、保育等に関する自己負担の合計額に一定の上限を設ける仕組みその他これに準ずるものをいう。)、給付付き税額控除(給付と税額控除を適切に組み合わせて行う仕組みその他これに準ずるものをいう。)等の施策の導入について、所得の把握、資産の把握の問題、執行面での対応の可能性等を含め様々な角度から総合的に検討する。

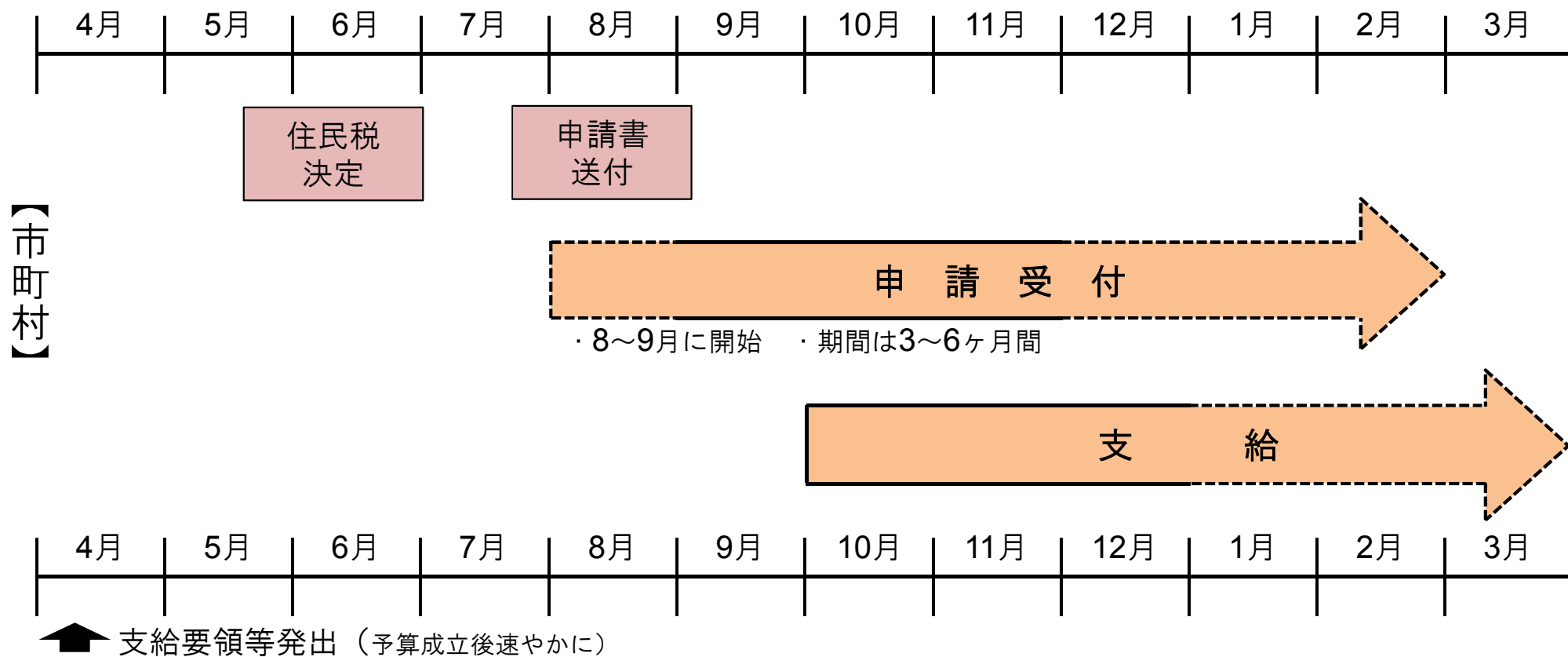
ロ 低所得者に配慮する観点から、複数税率の導入について、財源の問題、対象範囲の限定、中小事業者の事務負担等を含め様々な角度から総合的に検討する。

ハ 第二条の規定の施行からイ及びロの検討の結果に基づき導入する施策の実現までの間の暫定的及び臨時的な措置として、社会保障の機能強化との関係も踏まえつつ、対象範囲、基準となる所得の考え方、財源の問題、執行面での対応の可能性等について検討を行い、簡素な給付措置を実施する。

ニ～ヨ (略)

二～八 (略)

平成27年度の支給事務のスケジュール (※現時点のイメージ)



【市町村】

【国】

特設コールセンターの設置 (0570-037-192) ・ホームページの運用

広報①

市町村での申請受付開始に備え、
広報を集中的に実施

広報②

申請期限が終了する自治体が出る前に、
申請漏れを防ぐための広報を集中的に実施

市町村による臨時福祉給付金に関する個別の申請勧奨

- 住民に直接申請を促す方法として、個人住民税が課税されていない旨のお知らせとともに、予め氏名等を印字した申請書を送付するなどの取組が効果的
- 平成27年度事業においても、各市町村で効果的な申請勧奨をお願いしたい

平成26年度実績

- 平成26年度事業では、約8割の市町村（市では約9割）で非課税者等へのお知らせを実施
- ほとんどの実施市町村で申請書も同封しており、申請書を送付した市町村の約9割が、氏名等を予め印字

- ①給付金について掲載した広報誌の全戸配布
- ②給付金のチラシ等の全戸配布
- ③平成25年度の市町村民税の非課税者等に対して、住民税の申告懇諭を行うとともに、チラシ等を同封
- ④平成26年度の市町村民税の非課税者等に対して、課税されていない旨のお知らせを行うとともに、チラシ等を同封
- ⑤児童手当受給者への現況届様式送付時のチラシ等の同封

上記選択肢	①	②	③	④	⑤
実施済の市区町村数	1,392	721	132	1,343	190
割合	80.4%	41.7%	7.5%	77.6%	11.0%

<同封したもの>

	チラシのみ	申請書のみ	申請書とチラシ
市区町村数	31	155	1,146
割合	2.3%	11.5%	85.3%

<申請書への氏名等の印字の有無>

	有	無
市区町村数	1,130	159
割合	86.9%	12.2%

※平成26年12月末時点のアンケートを集計したもの。回答市区町村数：【臨給：1,731／1,741】

(案)

臨時福祉給付金支給要領 (平成27年度)

第1 支給対象者

1 臨時福祉給付金（以下「給付金」という。）は、平成27年~~平成26年~~1月1日（以下「基準日」という。）において、次の要件に該当する者に支給する。

① 市町村（特別区を含む。以下同じ。）の住民基本台帳に記録されている者（基準日以前に、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条の規定により住民票を削除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて市町村の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。）

② 平成27年度~~平成26年度~~分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条（同法第736条第3項で準用する場合を含む。）の規定によって課する所得割を除く。以下この項において「市町村民税」という。）が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除されたものである者（当該市町村民税が課されている者（当該市町村民税を免除された者を除く。）の扶養親族等（同法の規定による控除対象配偶者、配偶者特別控除における配偶者、扶養親族、青色事業専従者及び白色事業専従者をいう。以下同じ。）を除く。）

2 1の規定にかかわらず、基準日において、次のいずれかに該当する者には、給付金を支給しない。

① 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者（基準日に保護が停止されていた者及び基準日の翌日から平成27年10月1日~~同年3月31日~~までの間に保護が廃止され、又は停止された者を除く。）

② 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付（以下この項において「支援給付」という。）の受給者（基準日に支援給付の支給が停止されていた者及び基準日の翌日から平成27年10月1日~~同年3月31日~~までの間に支援給付の支給が廃止され、又は停止された者を除く。）

③ ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成20年法律第82号）第15条第2項の規定によるハンセン病療養所非入所者給与金の受給者（援護加算（ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則（平成21年

厚生労働省令第75号) 第7条第3項に規定する援護加算をいう。以下この項において同じ。) の受給者に限り、基準日に援護加算の認定を停止されていた者及び基準日の翌日から平成27年10月1日同年3月31日までの間に援護加算の認定を廃止され、又は停止された者を除く。)

④ ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第19条の規定による援護(以下この項において「援護」という。)を受けている者(基準日に援護が停止されていた者及び基準日の翌日から平成27年10月1日同年3月31日までの間に援護が廃止され、又は停止された者を除く。)

3 1の規定にかかわらず、給付金の支給が決定される日において、日本の国籍を有しない者のうち、住民基本台帳法第30条の45の表の上欄に掲げる者に該当しないものには、給付金を支給しない。

4 基準日において、以下の①から⑥までのいずれかに該当する児童等(児童(基準日において満18歳に満たない者(平成9年平成8年1月3日以降に生まれた者。))をいう。以下同じ。)及び児童以外の基準日において満20歳に満たない者(平成7年平成6年1月3日以降に生まれた者。))をいう。以下同じ。)については、1の②の要件の適用に当たっては、当該児童等の保護者(児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する保護者をいう。以下同じ。)の扶養親族等には該当しないものとみなす。

ただし、基準日において、以下の③、④又は⑥に該当する15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した児童等である父又は母(以下この項において「児童等である父又は母」という。)がその子である児童(以下この項において「子である児童」という。)と同一の施設に入所している場合については、当該児童等である父又は母及び子である児童は、児童等である父又は母の保護者の扶養親族等には該当しないものとみなすが、子である児童については、児童等である父又は母の扶養親族等とみなす。

① 児童福祉法の規定により同法に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法に規定する里親に委託されている児童等(保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において養育することが一時的に困難となったことに伴い、2か月以内の期間を定めて行われる委託をされている者を除き、児童以外の満20歳に満たない者にあつては、同法の規定により、基準日以前から引き続き委託されているものに限る。)

② 児童福祉法の規定により障害児入所給付費の支給を受けて若しくは同法の規定により入所措置が採られて同法に規定する障害児入所施設(以下「障害児入所施設」という。)に入所し、若しくは同法の規定により同法に規定する指定医療機関(以下「指定医療機関」という。)に入院

し、又は同法の規定により入所措置が採られて同法に規定する乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設（以下「乳児院等」という。）に入所している児童等（当該情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設に通う者並びに2か月以内の期間を定めて行われる障害児入所施設への入所若しくは指定医療機関への入院又は保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2か月以内の期間を定めて行われる乳児院等への入所をしている者を除き、児童以外の満20歳に満たない者にあつては、同法の規定により、基準日以前から引き続き入所又は入院している者に限る。）

③ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）の規定により同法に規定する介護給付費等の支給を受けて又は身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）の規定により入所措置が採られて、障害者支援施設（障害者総合支援法に規定する障害者支援施設をいう。）又はのぞみの園（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。）に入所している児童（2か月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童のみで構成する世帯に属している者に限る。）

④ 売春防止法（昭和31年法律第118号）に規定する婦人保護施設に入所している児童等（2か月以内の期間を定めて行われる入所をしている者及び一時保護委託がされている者を除き、児童等のみで構成する世帯に属している者に限る。）

⑤ 児童福祉法の規定により同法に規定する児童自立生活援助事業における住居に入居している児童等（2か月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除く。）

⑥ 児童福祉法の規定により同法に規定する母子生活支援施設に入所している児童等（2か月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童等のみで構成する世帯に属している者に限る。）

5 基準日において、配偶者からの暴力を理由に避難し、配偶者と生計を別にしている者（以下「配偶者からの暴力を理由に避難している者」という。）及びその同伴者であつて、基準日において居住している市町村（以下「居住市町村」という。）にその住民票を移していないものについては、次に掲げる①の要件を満たし、かつ、②から④までに掲げる要件のいずれかを

満たしており、その旨を居住市町村に申し出た場合には、1の②の要件の適用に当たっては、その配偶者の扶養親族等には該当しないものとみなす。

ただし、その際に配偶者からの暴力を理由に避難している者及びその同伴者が、それらのうちいずれかの者の扶養親族等とされていることが確認できた場合には、これに基づき給付金の支給に係る審査を行う。それ以外の場合で、配偶者からの暴力を理由に避難している者又はその同伴者の中に市町村民税が課されている者がいることが確認できた場合には、当該者以外の配偶者からの暴力を理由に避難している者及びその同伴者は、当該者の扶養親族等であるものとみなす。

① 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）上、配偶者と別の世帯に属し、国民健康保険に加入していること又は健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。他の法律において準用する場合を含む。）若しくは地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定による配偶者の被扶養者となっていないこと。

② その配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条の規定による保護命令（配偶者からの暴力を理由に避難している者にあつては、同条第1項第1号の規定による接近禁止命令又は同項第2号の規定による退去命令。その同伴者にあつては、同条第3項又は第4項の規定による接近禁止命令。）が出されていること。

③ 婦人相談所による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」（地方公共団体の判断により、婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センターが発行した証明書を含む。）が発行されていること。

④ 基準日の翌日以後に住民票が居住市町村へ移され、住民基本台帳事務処理要領（昭和42年10月4日付け自治振第150号自治省行政局長等通知）による支援措置の対象となっていること。

6 基準日において、以下の①又は②のいずれかに該当する者については、1の②の要件の適用に当たっては、当該者の擁護者の扶養親族等には該当しないものとみなす。

① 障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）に規定する障害者をいう。）のうち、養護者（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号。~~以下「障害者虐待防止法」という。~~）に規定する養護者をいう。）から虐待を受けたことにより、同法~~障害者虐待防止法~~第9条第2項の規定による入所又は入居（以下「入所等」という。）の措置が採られている者（2か月以内の期間を定めて行

われる入所等をしている者を除く。)

- ② 高齢者（基準日において65歳以上の者（昭和25年昭和24年1月2日以前に生まれた者。）をいう。）のうち、養護者（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号。以下「~~高齢者虐待防止法~~」という。）に規定する養護者をいう。）から虐待を受けたことにより、同法~~高齢者虐待防止法~~第9条第2項の規定による入所等の措置が採られている者（2か月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）

第2 支給額

- ~~1 支給額は、支給対象者1人につき6千円1万円とする。~~
- ~~2 支給対象者のうち、次のいずれかに該当する者については、1人につき1の額に5千円を加算する。~~
- ① ~~平成26年4月の年金の特例水準解消の影響を受ける者（同年4月分又は5月分の次のいずれかの年金の受給者に限る。）~~
- ~~ア 国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定による老齢基礎年金（繰上げ支給によるものを含む。）、障害基礎年金又は遺族基礎年金~~
- ~~イ 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第32条、附則第78条及び附則第87条の規定によりなお従前の例によることとされた旧国民年金法、旧厚生年金保険法及び旧船員保険法の規定による老齢年金、通算老齢年金、特例老齢年金、老齢福祉年金、障害年金、遺族年金、遺児年金、寡婦年金、通算遺族年金又は特例遺族年金~~
- ~~ウ 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年法律第101号）附則第16条第6項に規定する移行農林年金のうち退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金又は通算遺族年金~~
- ~~エ 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第105号）附則第3条、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第108号）附則第3条、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第48条の2の規定によりその例によることとされる国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第105号）附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされた退職年金、船員通算老齢年金、減額退職年金、実期間遺族年金、通算退職年金、船員老齢年金、障害年金、船員障害年金、遺族年金、寡婦年金、通算~~

~~遺族年金、船員遺族年金又は船員通算遺族年金~~

- ~~② 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）の規定による児童扶養手当の平成26年1月分の受給者~~
- ~~③ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）の規定による特別児童扶養手当、障害児福祉手当及び特別障害者手当の平成26年1月分の受給者~~
- ~~④ 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第7条の規定による改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律の規定による福祉手当の平成26年1月分の受給者~~
- ~~⑤ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）の規定による医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当及び家族介護手当（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令（平成7年政令第26号）第18条第2項第2号に規定する場合に支給される介護手当をいう。）の平成26年1月分の受給者~~
- ~~⑥ 毒ガス障害者救済対策事業の実施について（昭和59年4月10日付け衛発第266号厚生省公衆衛生局長通知。以下この項において「局長通知」という。）による特別手当、健康管理手当、保健手当及び家族介護手当（局長通知の別紙「毒ガス障害者に対する救済措置要綱」第27項第2号イに規定する場合に支給される介護手当をいう。）の平成26年1月分の受給者~~
- ~~⑦ ガス障害者に対する特別手当等支給要綱（昭和44年12月10日蔵計第4347号。以下この項において「要綱」という。）の規定による特別手当、健康管理手当、保健手当及び家族介護手当（要綱第3条第3項（2）に規定する場合に支給される介護手当をいう。）の平成26年1月分の受給者~~
- ~~⑧ 予防接種法（昭和23年法律第68号）の規定による健康被害救済給付金（障害児養育年金、障害年金及び遺族年金に限る。）の平成26年1月分の受給者~~
- ~~⑨ 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法（平成21年法律第98号）の規定による健康被害救済給付金（障害児養育年金、障害年金及び遺族年金に限る。）の平成26年1月分の受給者~~
- ~~⑩ 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成14年法律第192号）の規定による副作用救済給付（障害年金、障害児養育年金及び遺族年金に限る。）又は感染救済給付（障害年金、障害児養育年金及び遺族年金に限る。）の平成26年1月分の受給者~~

第3 支給方法等

1 申請及び支給の方法

- (1) 給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、基準日において、当該申請者を住民基本台帳に記録している市町村に対して支給の申請を行う。
- (2) (1)の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者については、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村に対して支給の申請を行う。

申 請 者	市 町 村
① 基準日以前に住民基本台帳法第8条の規定により住民票を削除されていた者であって、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて市町村の住民基本台帳に記録されることとなったもののうち、転出の予定年月日（ 同法住民基本台帳法第24条 に規定する転出の予定年月日をいう。）が基準日以前となっている転出届（同条の規定による届出をいう。以下この項の右欄において同じ。）をした者であって、転入をした年月日（ 同法住民基本台帳法第22条第1項 に規定する転入をした年月日をいう。）が基準日の翌日以後である転入届（同項の規定による届出をいう。）をしたもの	左欄に掲げる者から転出届を受けた市町村
② 基準日以前に住民基本台帳法第8条の規定により住民票を削除されていた者であって、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて市町村の住民基本台帳に記録されることとなったもののうち、①に掲げる者以外のもの	左欄に掲げる者を基準日の翌日以後初めて住民基本台帳に記録した市町村
③ 基準日以後に第1の4の①から⑥までのいずれかに該当する児童等	左欄に掲げる者が入所等している施設等の所在地の市町村
④ 配偶者からの暴力を理由に避難している者及びその同伴者であって、基準日において、申出を行う日の居住市町村にその住民票を移しておらず、第1の5に掲げる①の要件を満たし、かつ、②から④までに掲げる要件のいずれかを満たしており、その旨を居住市町村に申し出たもの	左欄に掲げる者の居住市町村

- (3) (1)に規定する者及び(2)の表の①から④までに掲げる者から、支給の申請を受けた市町村は、審査の上支給を決定し、当該者に対して給付金を支給する。
 - (4) (1)及び(2)の申請は、郵送により、又は窓口において行い、給付金を支給する市町村は、当該申請者が指定した口座への振込又は窓口における現金の交付により、給付金を支給する。なお、窓口における現金の交付による支給は、原則として、口座への振込による支給が困難である場合に限り行う。
 - (5) 支給に当たっては、郵送による申請又は窓口における申請のいずれの場合においても、公的身分証明書等により、十分な本人確認を行った上で、支給を決定する。
- 2 申請受付開始日及び申請期限
- (1) 市町村は、給付金の支給について、可能な限り平成27年10月から速やかに開始するものとし、そのために、平成27年8月ないしは9月から申請受付を開始するものとする。~~可能な限り速やかに開始するものとし、~~具体的な申請受付開始日は、市町村において決定する。
 - (2) 申請期限は、当該市町村における申請受付開始日から3か月とすることを基本とする。ただし、市町村の規模等によってこの期限で対応し難い場合には、申請受付開始日から3か月以上6か月以内を申請期限とすることができる。

(案)

○市臨時福祉給付金支給事業実施要綱 (平成 27 年度) (例)

※「○市」とあるのは、制定する市区町村において適宜読み替えるものとする。

(目的)

第 1 条 この要綱は、消費税率の引上げに際し、低所得の住民に与える負担の影響に鑑み、低所得の住民に対する適切な配慮を行うため、暫定的・臨時的な措置として実施する、平成 27 年度の臨時福祉給付金支給事業について、必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 臨時福祉給付金 前条の目的を達するために、○市によって贈与される給付金をいう。
- 二 支給対象者 別記 1 に掲げる臨時福祉給付金が生給される者をいう。

(臨時福祉給付金の支給)

第 3 条 ○市は、支給対象者に対し、この要綱に定めるところにより、臨時福祉給付金を支給する。

(支給額)

第 4 条 前条の規定により支給対象者に対して支給する臨時福祉給付金の金額は、支給対象者 1 人につき 6 千円~~1 万円~~とする。

~~2 支給対象者のうち、別記 2 に掲げる者については、1 人につき前項の額に 5 千円を加算する。~~

(申請受付開始日及び申請期限)

第 5 条 臨時福祉給付金に係る○市の申請受付開始日は、次条第 2 項各号に掲げる申請方式ごとに○市長が別に定める日とする。

- 2 申請期限は、やむを得ない場合を除き、前項の規定により定められた申請受付開始日のうち最も早い日から 3 か月 (※最長で 6 か月) とする。

(申請及び支給の方式)

第 6 条 臨時福祉給付金の支給を受けようとする者 (以下「申請者」という。) は、別紙様式第 1 号又は第 2 号の申請書 (以下「申請書」という。) により申請を行う。

- 2 申請者による申請及び○市による支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合、第 3 号に掲げる申請方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第 1 号又は第 2 号による支給が困難な場合に限り行う。

- 一 郵送申請方式 申請者が申請書を郵送により〇市に提出し、〇市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式
 - 二 窓口申請方式 申請者が申請書を〇市の窓口提出し、〇市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式
 - 三 窓口現金受領方式 申請者が申請書を郵送により、又は〇市の窓口において〇市に提出し、〇市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式
- 3 申請者は、臨時福祉給付金の申請に当たり、公的身分証明書の写し等を提出又は提示すること等により、申請者本人による申請であることを証する。

(代理による申請)

第7条 申請者に代わり、代理人として前条の規定による申請を行うことができる者は、原則として次の各号に掲げる者に限る。

- 一 平成 ~~27年~~ ~~26年~~ 1月1日(以下「基準日」という。)時点での申請者の属する世帯の世帯構成者
 - 二 法定代理人(親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人)
 - 三 親族その他の平素から申請者本人の身の回りの世話をしている者等で〇市長が特に認める者
- 2 代理人が臨時福祉給付金の支給の申請をするときは、当該代理人は申請書に加え、原則として委任状(申請書の委任欄への記載を含む。)を提出する。また、この場合、〇市は、公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認する。
- 3 〇市は、代理人が第1項第1号の者にあつては、住民基本台帳により、また、同項第2号及び第3号の者にあつては、〇市長が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。

(支給の決定)

第8条 〇市長は、第6条の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該支給対象者に対し臨時福祉給付金を支給する。

- 2 別記1(1)④に規定する児童等については、当該児童等分の臨時福祉給付金につき、別記1(1)④アに規定する保護者から代理申請があつた場合でも、不支給決定とする(〇市において、当該児童等の入所等の事実を把握した時点で、当該児童等に係る臨時福祉給付金の代理申請について、支給決定通知が既に行われている場合を除く。)
- 3 別記1(1)⑤に規定する者が同項に規定する申出を行った場合は、当該者分の臨時福祉給付金につき、基準日時点の住民票において当該者と同一世帯である者から代理申請があつた場合でも、不支給決定とする(申出が、当該者の基準日時点の住民票が所在する市町村(特別区を含む。)に到達した時点で、当該者に係る臨時福祉給付金の代理申請について、支給決定通知が既に行われている場合を除く。)

4 別記1(6)に規定する者については、当該者分の臨時福祉給付金につき、別記1(6)に規定する養護者から代理申請があった場合でも、不支給決定とする(〇市において、当該者の入所等の事実を把握した時点で、当該者に係る臨時福祉給付金の代理申請について、支給決定通知が既に行われている場合を除く。)

(臨時福祉給付金の支給等に関する周知等)

第9条 〇市長は、臨時福祉給付金支給事業の実施に当たり、支給対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第10条 〇市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第5条第2項の申請期限までに第6条の規定による申請が行われなかった場合、支給対象者が臨時福祉給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 〇市長が第8条の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、〇市が確認等に努めたにもかかわらず申請書の補正が行われず、支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第11条 〇市長は、臨時福祉給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により臨時福祉給付金の支給を受けた者に対しては、支給を行った臨時福祉給付金(次項において「不当利得」という。)の返還を求める。

~~2 〇市長は、不当利得が加算分のみである場合は、支給を行った加算分の臨時福祉給付金の返還を求める。~~

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第12条 臨時福祉給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第13条 この要綱の実施のために必要な事項は、〇市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 ~~27年~~ 26年〇月〇日から施行する。

別記（第2条及び第8条関係）

1 支給対象者

下記の支給対象者に対して、臨時福祉給付金を1人につき ~~6千円~~1万円支給する。

(1) 臨時福祉給付金は、次の①から⑤までのいずれかの要件に該当し、かつ、⑥の要件に該当する者（他の市町村（特別区を含む。以下同じ。）において臨時福祉給付金が支給される者を除く。）に支給する。

① 平成 ~~27年~~26年 1月1日（以下「基準日」という。）において、〇市の住民基本台帳に記録されている者

② 基準日以前に、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。）第8条の規定により住民票を消除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて市町村の住民基本台帳に記録されることとなったもののうち、転出の予定年月日（住基法第24条に規定する転出の予定年月日をいう。次の③において同じ。）が基準日以前となっている転出届（同条の規定による届出をいう。次の③において同じ。）を〇市に行った者であって、転入をした年月日（住基法第22条第1項に規定する転入をした年月日をいう。次の③において同じ。）が基準日の翌日以後である転入届（同項の規定による届出をいう。次の③において同じ。）をいずれかの市町村に行ったことが住基法第9条第1項の規定による転入の通知により確認されたもの

③ 基準日以前に、住基法第8条の規定により住民票を消除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて〇市の住民基本台帳に記録されることとなったもの（転出の予定年月日が基準日以前となっている転出届をいずれかの市町村に行った者で、転入した年月日が基準日の翌日以後である転入届を〇市へ行った者を除く。）

④ 基準日において、いずれかの市町村の住民基本台帳に記録されている者（基準日以前に、住基法第8条の規定により住民票を消除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めていずれかの市町村の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。次の⑤において同じ。）であり、かつ、基準日以後に次のアからカまでのいずれかに該当する児童等（児童（基準日において満18歳に満たない者（平成 ~~9年~~8年 1月3日以降に生まれた者。）をいう。）及び児童以外の基準日において満20歳に満たない者（平成 ~~7年~~6年 1月3日以降に生まれた者。）をいう。以下同じ。）であって、その入所等している施設等が〇市に所在しているもの

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定により同法に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法に規定する里親に委託されている児童等（保護者（児童福祉法に規定する保護者をいう。以下同じ。）の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において養育することが一時的に困難

となったことに伴い、2か月以内の期間を定めて行われる委託をされている者を除き、児童以外の満20歳に満たない者にあつては、同法の規定により、基準日以前から引き続き委託されている者に限る。)

イ 児童福祉法の規定により障害児入所給付費の支給を受けて若しくは同法の規定により入所措置が採られて同法に規定する障害児入所施設(以下「障害児入所施設」という。)に入所し、若しくは同法の規定により同法に規定する指定医療機関(以下「指定医療機関」という。)に入院し、又は同法の規定により入所措置が採られて同法に規定する乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設(以下「乳児院等」という。)に入所している児童等(当該情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設に通う者並びに2か月以内の期間を定めて行われる障害児入所施設への入所若しくは指定医療機関への入院又は保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2か月以内の期間を定めて行われる乳児院等への入所をしている者を除き、児童以外の満20歳に満たない者にあつては、同法の規定により、基準日以前から引き続き入所又は入院している者に限る。)

ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)の規定により同法に規定する介護給付費等の支給を受けて又は身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)若しくは知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)の規定により入所措置が採られて、障害者支援施設(障害者総合支援法に規定する障害者支援施設をいう。)又はのぞみの園(独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成14年法律第167号)の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。)に入所している児童(2か月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童のみで構成する世帯に属している者に限る。)

エ 売春防止法(昭和31年法律第118号)に規定する婦人保護施設に入所している児童等(2か月以内の期間を定めて行われる入所をしている者及び一時保護委託がされている者を除き、児童等のみで構成する世帯に属している者に限る。)

オ 児童福祉法の規定により同法に規定する児童自立生活援助事業における住居に入居している児童等(2か月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除く。)

カ 児童福祉法の規定により同法に規定する母子生活支援施設に入所している児童等(2か月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童等のみで構成する世帯に属している者に限る。)

⑤ 基準日において、いずれかの市町村の住民基本台帳に記録されている者のうち、配偶者からの暴力を理由に〇市に避難し、配偶者と生計を別にしている者(以下「配偶者からの暴力を理由に避難している者」という。)及びその同伴者であつて、基準日において〇市にその住民票を移しておらず、次に掲げるアの要件を満たし、かつ、イからエまでに掲げる要件のいずれかを満たしており、その旨を〇市に申し出たもの

ア 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）上、配偶者と別の世帯に属し、国民健康保険に加入していること又は健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）、船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）、国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号。他の法律において準用する場合を含む。）若しくは地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）の規定による配偶者の被扶養者となっていないこと。

イ その配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）第 10 条の規定による保護命令（配偶者からの暴力を理由に避難している者にあつては、同条第 1 項第 1 号の規定による接近禁止命令又は同項第 2 号の規定による退去命令。その同伴者にあつては、同条第 3 項又は第 4 項の規定による接近禁止命令。）が出されていること。

ウ 婦人相談所による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」（地方公共団体の判断により、婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センターが発行した証明書を含む。）が発行されていること。

エ 基準日の翌日以後に住民票が〇市へ移され、住民基本台帳事務処理要領（昭和 42 年 10 月 4 日付け自治振第 150 号自治省行政局長等通知）による支援措置の対象となっていること。

⑥ 平成 27 年度 26 年度分の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第 328 条（同法第 736 条第 3 項で準用する場合を含む。）の規定によって課する所得割を除く。以下「市町村民税」という。）が課されていない者又は条例で定めるところにより当該市町村民税を免除されたものである者（当該市町村民税が課されている者（当該市町村民税を免除された者を除く。）の扶養親族等（同法の規定による控除対象配偶者、配偶者特別控除における配偶者、扶養親族、青色事業専従者及び白色事業専従者をいう。以下同じ。）を除く。）

(2) (1) の規定にかかわらず、基準日において、次のいずれかに該当する者には、臨時福祉給付金を支給しない。

① 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 1 項に規定する被保護者（基準日に保護が停止されていた者及び基準日の翌日から 平成 27 年 10 月 1 日 ~~同年 3 月 31 日~~ までの間に保護が廃止又は停止された者を除く。）

② 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進 並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）による支援給付（以下この②において「支援給付」という。）の受給者（基準日に支援給付の支給が停止されていた者及び基準日の翌日から 平成 27 年 10 月 1 日 ~~同年 3 月 31 日~~ までの間に支援給付の支給が廃止又は停止された者を除く。）

③ ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成 20 年法律第 82 号）第 15 条第 2 項の規定によるハンセン病療養所非入所者給与金の受給者（援護加算（ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則（平成 21 年厚生労働省令第 75 号）第 7 条第 3 項に規定する援護加算をいう。以下この③において同じ。）の受給者に限り、基準日

に援護加算の認定を停止されていた者及び基準日の翌日から平成 27 年 10 月 1 日同年 3 月 31 日までの間に援護加算の認定を廃止され、又は停止された者を除く。)

④ ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第 19 条の規定による援護（以下この④において「援護」という。）を受けている者（基準日に援護が停止されていた者とき及び基準日の翌日から平成 27 年 10 月 1 日同年 3 月 31 日までの間に援護が廃止され、又は停止された者ときを除く。）

(3) (1)の規定にかかわらず、臨時福祉給付金の支給が決定される日において、日本国籍を有しない者のうち、住基法第 30 条の 45 の表の上欄に掲げる者に該当しないものには、臨時福祉給付金を支給しない。

(4) 基準日において (1) ④のアからカまでのいずれかに該当する児童等については、(1) ⑥の要件の適用に当たっては、当該児童等の保護者の扶養親族等には該当しないものとみなす。

ただし、基準日において、(1) ④ウ、エ又はカに該当する 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日を経過した児童等である父又は母（以下この (4) において「児童等である父又は母」という。）がその子である児童（以下この (4) において「子である児童」という。）と同一の施設に入所している場合については、当該親子は、児童等である父又は母の保護者の扶養親族等には該当しないものとみなすが、子である児童については、児童等である父又は母の扶養親族等とみなす。

(5) 基準日において配偶者からの暴力を理由に避難している者及びその同伴者であつて、基準日において〇市にその住民票を移しておらず、(1) ⑤アの要件を満たし、かつ、イからエまでに掲げる要件のいずれかを満たしており、その旨を〇市に申し出たものについては、(1) ⑥の要件の適用に当たっては、その配偶者の扶養親族等には該当しないものとみなす。

ただし、その際に配偶者からの暴力を理由に避難している者及びその同伴者が、それらのうちいずれかの者の扶養親族等とされていることが確認できた場合には、これに基づき臨時福祉給付金の支給に係る審査を行う。それ以外の場合で、配偶者からの暴力を理由に避難している者又はその同伴者の中に市町村民税が課されている者がいることが確認できた場合には、当該者以外の配偶者からの暴力を理由に避難している者及びその同伴者は、当該者の扶養親族等であるものとみなす。

(6) 基準日において、次の①又は②のいずれかに該当する者については、(1) ⑥の要件の適用に当たっては、当該者の養護者の扶養親族等には該当しないものとみなす。

① 障害者（障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）に規定する障害者をいう。）のうち、養護者（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号。以下この①において「障害者虐待防止法」という。）に規定する養護者をいう。）から虐待を受けたことにより、障害者虐待防止法同法第 9 条第 2 項の規定による入所又は入居（以下「入所等」という。）の措置が採られている者（2 か月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）

② 高齢者（基準日において 65 歳以上の者（昭和 25 年 24 年 1 月 2 日以前に生まれた者。）

をいう。)のうち、養護者(高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号。以下この②において「高齢者虐待防止法」という。)に規定する養護者をいう。)から虐待を受けたことにより、高齢者虐待防止法同法第9条第2項の規定による入所等の措置が採られている者(2か月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。)

~~—(第4条関係)—~~

~~2—加算措置の対象者~~

~~—支給対象者のうち、次のいずれかに該当する者については、1人につき5千円を加算する。~~

~~—平成26年4月の年金の特例水準解消の影響を受ける者(同年4月分又は5月分の次のいずれかの年金の受給者に限る。)~~

~~ア—国民年金法(昭和34年法律第141号)の規定による老齢基礎年金(繰上げ支給によるものを含む。)、障害基礎年金又は遺族基礎年金~~

~~イ—国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第32条、附則第78条及び附則第87条の規定によりなお従前の例によることとされた旧国民年金法、旧厚生年金保険法及び旧船員保険法の規定による老齢年金、通算老齢年金、特例老齢年金、老齢福祉年金、障害年金、遺族年金、遺児年金、寡婦年金、通算遺族年金又は特例遺族年金
ウ—厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成13年法律第101号)附則第16条第6項に規定する移行農林年金のうち退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金又は通算遺族年金~~

~~エ—国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第105号)附則第3条、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第108号)附則第3条、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)第48条の2の規定によりその例によることとされる国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第105号)附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされた退職年金、船員通算老齢年金、減額退職年金、実期間遺族年金、通算退職年金、船員老齢年金、障害年金、船員障害年金、遺族年金、寡婦年金、通算遺族年金、船員遺族年金又は船員通算遺族年金~~

~~②—児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)の規定による児童扶養手当の平成26年1月分の受給者~~

~~③—特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)の規定による特別児童扶養手当、障害児福祉手当及び特別障害者手当の平成26年1月分の受給者~~

~~④—国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第7条の規定による改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律の規定による福祉手当の平成26年1月分の受給者~~

~~⑤—原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)の規定による医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当及び家族介護手当~~

- ~~—(原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令(平成7年政令第26号)第18条第2項第2号に規定する場合に支給される介護手当をいう。)—の平成26年1月分の受給者~~
- ~~⑥—毒ガス障害者救済対策事業の実施について(昭和59年4月10日付け衛発第266号厚生省公衆衛生局長通知。以下この⑥において「局長通知」という。)—による特別手当、健康管理手当、保健手当及び家族介護手当(局長通知の別紙「毒ガス障害者に対する救済措置要綱」第27項第2号イに規定する場合に支給される介護手当をいう。)—の平成26年1月分の受給者~~
- ~~⑦—ガス障害者に対する特別手当等支給要綱(昭和44年12月10日蔵計第4347号。以下この⑦において「要綱」という。)—の規定による特別手当、健康管理手当、保健手当及び家族介護手当(要綱第3条第3項(2)に規定する場合に支給される介護手当をいう。)—の平成26年1月分の受給者~~
- ~~⑧—予防接種法(昭和23年法律第68号)—の規定による健康被害救済給付金(障害児養育年金、障害年金及び遺族年金に限る。)—の平成26年1月分の受給者~~
- ~~⑨—新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法(平成21年法律第98号)—の規定による健康被害救済給付金(障害児養育年金、障害年金及び遺族年金に限る。)—の平成26年1月分の受給者~~
- ~~⑩—独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(平成14年法律第192号)—の規定による副作用救済給付(障害年金、障害児養育年金及び遺族年金に限る。)—又は感染救済給付(障害年金、障害児養育年金及び遺族年金に限る。)—の平成26年1月分の受給者~~

〔世帯用〕

臨時福祉給付金(平成27年度) 申請書(請求書)(案)

※この申請書(請求書)は、世帯における扶養者が、その扶養親族等で同一の世帯にいる申請・受給者を代理し、まとめて臨時福祉給付金を申請・請求及び受給する場合にご利用いただくものです。

市区町村
受付印

平成27年1月1日時点の住民票所在市区町村
市区町村長殿

1. 申請・受給者

記入日 平成 年 月 日

(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	現住所
①	男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 () 住所(平成27年1月1日時点の住民票所在地) ※現住所と同じ場合は記載不要

*記名押印に代えて署名することができます。
※裏面の事項(1)～(6)に誓約・同意の上、臨時福祉給付金を申請します。

2. 上記1.の申請・受給者の扶養親族等であって同一の世帯に属する支給対象者

上記1.の申請・受給者(以下【a】といいます。)が、その扶養親族等で同一の世帯にいる支給対象者(以下【b】といいます。)を代表して、代理申請・受給する場合には、【b】の氏名等を下の欄に御記入ください(この場合、【b】は、それぞれ裏面(1)～(6)に誓約・同意し、【a】に申請・請求及び受給を委任するものとします。)

	(フリガナ) 氏名	性別	生年月日
1	①	男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
2	①	男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
3	①	男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
4	①	男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
5	①	男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日

*記名押印に代えて署名することができます。

3. 受取方法

(希望する受取方法(下記のA又はB、もしくはC)のチェック欄(□)に『✓』を入れて、必要事項を記入してください。)

□A 昨年度と同じ金融機関口座(下記)への振込を希望

金融機関名	支店名	口座名義 (カタカナ)
●●銀行	▲▲支店	ヤマダ タロウ

□B 現金による支給を希望

(金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方のみとなります。また、お受け取りは〇月〇日からとなります。)

※上記「A」欄に記載の無い方や、新規口座への振込希望の方は、以下の欄に正確にご記入ください。

□C 新たに指定した、金融機関口座(1.の申請・受給者の口座に限ります。)への振込を希望

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	(フリガナ) 口座名義
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所 店番号	1普通 2当座		

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。

※長期間入金のない口座を記入しないでください。

(申請書裏面)

「誓約・同意事項」

- (1) 平成27年度分の市町村民税(均等割)の計算において課税される所得金額がなく、その他の臨時福祉給付金の支給要件に該当します。
- (2) 臨時福祉給付金の支給要件の該当性等(2.の支給対象者に係る支給要件の該当性等を含みます。)を審査するため、市区町村が必要な税や手当等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- (3) 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- (4) この申請書は、市区町村において支給決定をした後は、臨時福祉給付金の請求書として取り扱います。
- (5) 市区町村が支給決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、〇〇までに、市区町村が申請・受給者(代理人を含みます。)に連絡・確認できない場合には、市区町村は当該申請が取り下げられたものとみなします。
- (6) 臨時福祉給付金の支給後、平成27年度分の市町村民税(均等割)が課税されていることや、課税者の扶養親族等であること等臨時福祉給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、臨時福祉給付金を返還します。

本人確認書類 写し 貼付け

- 本人が確認できる書類 (写真付き住民基本台帳カード、運転免許証、旅券の写し等)
 - ※ 代理申請・受給を希望される場合は、表面1.の申請・受給者に加え、代理人の本人確認書類(必要に応じて代理関係を確認できる書類)も添付してください。
 - ※ 外国人の方の本人確認書類は、在留カード、特別永住者証明書等となります。

振込先金融機関口座確認書類

(※表面の「3. 受取方法」で「C」を選択された方のみ、書類の添付が必要)

写し 貼付け

- 受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳かキャッシュカードの写し

記入例

①扶養関係があり、世帯単位でまとめて申請される場合は、こちらの申請書を使用してください。

②平成27年1月1日時点の住民票所在市区町村を記入してください。

③裏面の誓約・同意事項を確認した上で氏名等を記入し、ご本人による申請であることを確認するための本人確認書類を裏面に添付してください。

表面

〔世帯用〕

① 臨時福祉給付金(平成27年度) 申請書(請求書)(案)

※この申請書(請求書)は、世帯における扶養者が、その扶養親族等と同一の世帯にいる申請・受給者を代理し、まとめて臨時福祉給付金を申請・請求及び受給する場合にご利用いただくものです。

平成27年1月1日時点の住民票所在市区町村
 市区町村長殿

市区町村
 受付印

1. 申請・受給者

氏名 (フリガナ) ヤマダ タロウ 山田 太郎		性別 男	生年月日 明治・大正・昭和・平成 50年1月1日	現住所 △△県〇〇市〇〇町〇番地 電話 123 (456) 789
*記名押印に代えて署名することができます。 ※裏面の事項(1)~(6)に誓約・同意の上、臨時福祉給付金を申請します。				住所(平成27年1月1日時点の住民票所在地) ※現住所と同じ場合は記載不要

④【該当者のみ記載】
 平成27年1月1日時点の住民票所在地が現住所と違う場合には、記入してください。

⑤上記1.の申請・受給者に扶養されている同一世帯の方は、裏面の誓約・同意事項を確認した上で、氏名等を記入してください。
 ※全ての方の本人確認書類を裏面に添付してください。

2. 上記1.の申請・受給者の扶養親族等であって同一の世帯に属する支給対象者
 上記1.の申請・受給者(以下[a]といいます。)が、その扶養親族等と同一の世帯にいる支給対象者(以下[b]といいます。)を代表して、代理申請・受給する場合には、[b]の氏名等を下の欄に御記入ください(この場合、[b]は、それぞれ裏面(1)~(6)に誓約・同意し、[a]に申請・請求及び受給を委任するものとします。)

⑥給付金の受取方法を選択してください。
 ※原則として口座振込となります。その際には、通帳がキャッシュカードの写しを裏面に添付してください(ただし、「A」を選択した方については、写しは不要です)。

氏名 (フリガナ)	性別	生年月日
ヤマダ キヨシ 山田 清	男	明治・大正・昭和・平成 20年2月1日
ヤマダ サチコ 山田 幸子	女	明治・大正・昭和・平成 21年3月1日
ヤマダ ハナコ 山田 花子	女	明治・大正・昭和・平成 49年4月1日
ヤマダ ジロウ 山田 次郎	男	明治・大正・昭和・平成 8年5月1日
ヤマダ カズコ 山田 和子	女	明治・大正・昭和・平成 12年6月1日

⑦昨年度の受給対象者で、今年度も同じ金融機関口座への振込で構わない場合、「A」にチェックをしてください。

3. 受取方法
 (希望する受取方法(下記のA又はB、もしくはC)のチェック欄(□)に『✓』を入れて、必要事項を記入してください。)

※昨年度の振込口座を印字しておりますので、念のためにご確認ください。
 ※通帳の写し等の添付は必要ありません。

A 昨年度と同じ金融機関口座(下記)への振込を希望

金融機関名 ●●銀行	支店名 ▲▲支店	口座名義 (カタカナ) ヤマダ タロウ
---------------	-------------	---------------------------

B 現金による支給を希望
 (金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方のみとなります。また、お受け取りは〇月〇日からとなります。)

⑧上記1.の申請・受給者名義の口座を記入してください。

※上記「A」欄に記載の無い方や、新規口座への振込希望の方は、以下の欄に正確にご記入ください。

C 新たに指定した、金融機関口座(1.の申請・受給者の口座に限ります。)への振込を希望
 【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義 (フリガナ)
●●銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信連 4.信連	▲▲支店 店番号 1 2 3	普通 本・支所 出張所 2当座	1 2 3 4 5 6 7	ヤマダ タロウ 山田 太郎

⑨ゆうちょ銀行を受取口座に選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」「通帳見開き下部に記載」をご記入ください。

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」「通帳見開き下部に記載」をご記入ください。
 ※長期間入出金のない口座を記入しないでください。

〔個人用〕 臨時福祉給付金(平成27年度) 申請書(請求書)(案)

※ この申請書(請求書)は、原則として、単身世帯の方などが御自身で申請・受給をされる場合にご利用いただくものです。

平成27年1月1日時点の住民票所在市区町村
市区町村長殿



1. 申請・受給者
(フリガナ) 氏名 性別 生年月日 現住所
明治・大正・昭和・平成
年 月 日 電話 ()
住所(平成27年1月1日時点の住民票所在地) ※現住所と同じ場合は記載不要

2. 上記1. の申請・受給者に扶養者がいる場合

平成27年1月1日時点で、上記1. の申請・受給者を扶養していた方(扶養者)があり、その住民票所在地が平成27年1月1日時点で本市区町村内にあった場合は下の同意欄(A)に扶養者が氏名等を記入してください。また、扶養者の住民票所在地が平成27年1月1日時点で別の市区町村内にあった場合は、扶養者の平成27年度分の納税証明書(いわゆる非課税証明書)を添付の上、下の欄(B)に氏名等を記入してください。

【扶養者の住民票所在地が本市区町村内にある場合(A)】

扶養者 (フリガナ) 氏名 性別 生年月日 住所
(平成27年1月1日時点の住民票所在地を記載)
明治・大正・昭和・平成
年 月 日 電話 ()
下記事項に同意します。
平成27年度分の市町村民税(均等割)の計算において課税される所得金額がありません。
上記1. の申請・受給者に関する臨時福祉給付金の支給要件の該当性等を審査するため、市区町村が私について必要な公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供等を他の行政機関等に求めることに同意します。

【扶養者の住民票所在地が別の市区町村内にある場合(B)】(非課税証明書を添付してください。)

扶養者 (フリガナ) 氏名 性別 生年月日 住所
(平成27年1月1日時点の住民票所在地を記載)
明治・大正・昭和・平成
年 月 日 電話 ()

3. 受取方法

(希望する受取方法(下記のA又はB、もしくはC)のチェック欄(口)に『✓』を入れて、必要事項を記入してください。)

口 A 昨年度と同じ金融機関口座(下記)への振込を希望

Table with 3 columns: 金融機関名 (銀行), 支店名 (支店), 口座名義 (ヤマダ タロウ)

口 B 現金による支給を希望

(金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方のみとなります。また、お受け取りは〇月〇日からとなります。)

※上記「A」に記載の無い方や、新規口座への振込希望の方は、以下の欄に正確にご記入ください。

口 C 新たに指定した、金融機関口座(1. 申請・受給者又は4. 代理人の口座に限ります。)への振込を希望

【受取口座記入欄】

Table with 5 columns: 金融機関名, 支店名, 分類, 口座番号, (フリガナ) 口座名義

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。

※長期間入出金のない口座を記入しないでください。

裏面も記入

(申請書裏面)

4. 代理申請・受給を行う場合

記入日	平成 年 月 日				
代理人	(フリガナ) 代理人氏名	代理人性別	申請・受給者との関係	代理人生年月日	代理人住所
	①	男・女	1. 同一世帯 2. 法定代理人 3. その他	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ()
上記の者を代理人と認め、 臨時福祉給付金の申請・請求 申請・請求及び受給					申請・受給者 ①

*記名押印に代えて署名することができます。

※申請・受給者との関係(代理申請・受給が可能な方一覧)

1. 同一世帯：平成27年1月1日時点での支給対象者の属する世帯の世帯構成員
2. 法定代理人：親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人
3. その他：親族その他の平素から支給対象者本人の身の回りの世話をしている方等で市区町村長が特に認める方

「誓約・同意事項」

- (1) 平成27年度分の市町村民税(均等割)の計算において課税される所得金額がなく、その他の臨時福祉給付金の支給要件に該当します。
- (2) 臨時福祉給付金の支給要件の該当性等を審査するため、市区町村が必要な税や手当等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- (3) 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- (4) この申請書は、市区町村において支給決定をした後は、臨時福祉給付金の請求書として取り扱います。
- (5) 市区町村が支給決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、〇〇までに、市区町村が申請・受給者(代理人を含みます。)に連絡・確認できない場合には、市区町村は当該申請が取り下げられたものとみなします。
- (6) 臨時福祉給付金の支給後、平成27年度分の市町村民税(均等割)が課税されていることや、課税者の扶養親族等であること等臨時福祉給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、臨時福祉給付金を返還します。

本人確認書類
写し 貼付け

- 本人が確認できる書類 (写真付き住民基本台帳カード、運転免許証、旅券の写し等)
 - ※ 代理申請・受給を希望される場合は、表面1. の申請・受給者に加え、代理人の本人確認書類(必要に応じて代理関係を確認できる書類)も添付してください。
 - ※ 外国人の方の本人確認書類は、在留カード、特別永住者証明書等となります。

振込先金融機関口座確認書類

(※表面の「3. 受取方法」で「C」を選択された方のみ書類の添付が必要)

写し 貼付け

- 受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳かキャッシュカードの写し

一部の方のみ添付が必要な書類

(※ほとんどの方は添付の必要がありませんが、下記の方のみ書類の添付が必要)

写し 貼付け

- 扶養者の非課税証明書〔表面2. の【扶養者の住民票所在地が別の市区町村内にある場合(B)】に記載の方〕

様式第2号(参考資料1:記載要領)(第6条関係)

記入例

①単身世帯の方などが御自身で申請・受給をされる場合は、こちらの申請書を使用してください。

②平成27年1月1日時点の住民票所在市区町村を記入してください。

③裏面の誓約・同意事項を確認した上で氏名等を記入し、ご本人による申請であることを確認するための本人確認書類を裏面に添付してください。

表面

【個人用】 臨時福祉給付金(平成27年度) 申請書(請求書)(案)

※ この申請書(請求書)は、原則として、単身世帯の方などが御自身で申請・受給をされる場合にご利用いただくものです。

平成27年1月1日時点の住民票所在市区町村
 市区町村長殿



1. 申請・受給者 記入日 平成 27 年 9 月 1 日

フリガナ 氏名 ヤマダ ジロウ 山田 次郎	性別 男	生年月日 明治・大正・昭和・平成 8 年 5 月 1 日	現住所 △△県〇〇市〇〇町〇番地 電話 123 (456) 789
--------------------------------	---------	------------------------------------	---

※ 記名押印に代えて署名することができます。
 ※ 裏面の事項(1)～(6)に誓約・同意の上、臨時福祉給付金を申請します。

④【該当者のみ記載】
平成27年1月1日時点の住民票所在地が現住所と違う場合には、記入してください。

⑤【該当者のみ記載】
上記1. の申請・受給者に扶養者がおられる場合は、「A」か「B」のどちらかに氏名等を記入してください。
 ※「B」を選択された場合は、裏面に扶養者の納税証明書(いわゆる非課税証明書)を裏面に添付してください。

2. 上記1. の申請・受給者に扶養者がいる場合
 平成27年1月1日時点で、上記1. の申請・受給者を扶養していた方(扶養者)があり、その住民票所在地が平成27年1月1日時点で本市区町村内にあった場合は下の同意欄(A)に扶養者が氏名等を記入してください。また、扶養者の住民票所在地が平成27年1月1日時点で別の市区町村内にあった場合は、扶養者の平成27年度分の納税証明書(いわゆる非課税証明書)を添付の上、下の欄(B)に氏名等を記入してください。

【扶養者の住民票所在地が本市区町村内にある場合(A)】

扶養者 フリガナ 氏名 ヤマダ タロウ 山田 太郎	性別 男	生年月日 明治・大正・昭和・平成 50 年 1 月 1 日	住所 (平成27年1月1日時点の住民票所在地を記載) ××県△△市〇〇町〇番地 電話 987 (654) 321
---------------------------------------	---------	-------------------------------------	---

下記事項に同意します。
 ・平成27年度分の市町村民税(均等割)の計算において課税される所得金額がありません。
 ・上記1. の申請・受給者に関する臨時福祉給付金の支給要件の該当性等を審査するため、市区町村が私について必要な公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供等を他の行政機関等に求めることに同意します。

記入日 平成 年 月 日

⑥給付金の受取方法を選択してください。
 ※原則として口座振込となります。その際には、通帳かキャッシュカードの写しを裏面に添付してください(ただし、「A」を選択した方については、写しは不要です)。

【扶養者の住民票所在地が別の市区町村内にある場合(B)】(非課税証明書を添付してください。)

扶養者 フリガナ 氏名 ヤマダ タロウ 山田 太郎	性別 男	生年月日 明治・大正・昭和・平成 50 年 1 月 1 日	住所 (平成27年1月1日時点の住民票所在地を記載) ××県△△市〇〇町〇番地 電話 987 (654) 321
---------------------------------------	---------	-------------------------------------	---

⑦昨年度の受給対象者で、今年度も同じ金融機関口座への振込で構わない場合、「A」にチェックしてください。
 ※昨年度の振込口座を印字しておりますので、念のためにご確認ください。
 ※通帳の写し等の添付は必要ありません。

3. 受取方法
 (希望する受取方法(下記のA又はB、もしくはC)のチェック欄(□)に『✓』を入れて、必要事項を記入してください。)

⑥ A 昨年度と同じ金融機関口座(下記)への振込を希望

金融機関名 ●●銀行	支店名 ▲▲支店	口座名義 (カタカナ) ヤマダ タロウ
---------------	-------------	---------------------------

⑧上記1. の申請・受給者名義の口座を記入してください。
 ※代理受給を希望される方は、下記4. の代理人名義の口座を記入してください。

□ B 現金による支給を希望
 (金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方のみとなります。また、お受け取りは〇月〇日からとなります。)

※上記「A」に記載の無い方や、新規口座への振込希望の方は、以下の欄に正確にご記入ください。

□ C 新たに指定した、金融機関口座(1. 申請・受給者又は4. 代理人の口座に限ります。)への振込を希望
 【受取口座記入欄】

金融機関名 ●●銀行	支店名 ▲▲支店	分類 1普通	口座番号 (右詰めでお書きください。) 1 2 3 4 5 6 7	フリガナ 口座名義 ヤマダ ジロウ 山田 次郎
---------------	-------------	-----------	---	----------------------------------

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。
 ※長期間入出金のない口座を記入しないでください。

⑨ゆうちょ銀行を受取口座に選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。

裏面

(申請書裏面)

4. 代理申請・受給を行う場合

記入日 平成 年 月 日	代理人 フリガナ 代理人氏名 代理人性別 男	申請・受給者との関係 1. 同一世帯 2. 法定代理人 3. その他	代理人生年月日 明治・大正・昭和・平成 年 月 日	代理人住所 電話 ()
--------------	------------------------------------	---	---------------------------------	-----------------

上記の者を代理人と認め、臨時福祉給付金の申請・請求を委任します。

⑩【該当者のみ記載】
 枠下の「申請・受給者との関係(代理申請・受給が可能な方一覧)」をご参照の上、記入してください。
 ※代理申請・受給の際には、申請・受給者に加え、代理人の本人確認書類(必要に応じて代理関係を確認できる書類)も裏面に添付してください。

- ※申請・受給者との関係(代理申請・受給が可能な方一覧)
- 同一世帯: 平成27年1月1日時点での支給対象者の属する世帯の世帯構成員
 - 法定代理人: 親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人
 - その他: 親族その他の平素から支給対象者本人の身の回りの世話をしている方等で市区町村長が特に認める方

* 記名押印に代えて署名することができます。

裏面も記入

留意事項

【支給対象者について】

○ 支給対象者は、平成 27年26年 1月1日において、以下の条件を満たした方です。

①④ ○市の住民基本台帳に記録されている方（※）

② 平成 27年度26年度分の市町村民税（均等割）が課税されない方
ただし、以下の場合は対象外です。

- ・あなたを扶養している方が課税される場合
- ・生活保護制度の被保護者となっている場合
- ・中国残留邦人等に対する支援給付の受給者である場合
- ・国立ハンセン病療養所等入所者家族生活援護費の受給者である場合
- ・ハンセン病療養所非入所者給与金（援護加算分）の受給者である場合

※下記に該当する方は、扶養関係に関わらず臨時福祉給付金の支給対象となる可能性があります。

詳細は、○市の窓口にお問い合わせください。

- ・配偶者からの暴力を理由に避難されており、現在○市にお住まいの方（DV被害者）
- ・児童福祉施設に入所している児童等で、現在○市にお住まいの方
- ・障害者や高齢者で虐待を受け、入所等の措置が採られている方で、平成 27年26年 1月1日時点の住民票所在市区町村が○市の方

○ 支給額は、支給対象者1人につき 6千円1万円です。ただし、支給対象者の中で下記の年金や手当などの受給者は1人につき5千円を加算します。

○※ 複数の加算措置に該当する方も加算される額は1人につき5千円です。

○

○（加算措置の対象となる年金や手当などの一覧）

○① ~~老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等（注1）~~

○② ~~児童扶養手当~~

○③ ~~特別児童扶養手当~~

○④ ~~障害児福祉手当~~

○⑤ ~~特別障害者手当~~

○⑥ ~~経過的福祉手当~~

○⑦ ~~原爆被爆者諸手当（注2）~~

○⑧ ~~毒ガス障害者対策手当（注3）~~

○⑨ ~~ガス障害者対策手当（注3）~~

○⑩ ~~予防接種法に基づく健康被害救済給付金（注4）~~

- ~~⑪ 新型インフルエンザ予防接種健康被害救済給付金（注4）~~
- ~~⑫（医薬品副作用被害救済制度の）副作用救済給付又は（生物由来製品感染等被害救済制度の）感染救済給付（注4）~~
- ~~（注1）旧国民年金法、旧厚生年金保険法、旧船員保険法、旧国共済法、旧地共済法及び旧私学共済法等に基づき年金を含みます。また、平成26年4月分の年金の特例水準解消の影響を受ける方（平成26年4月分又は5月分の年金の支払いがある方）が対象です。なお、特例水準解消の対象とならない特別障害給付金、恩給等を受給している方、及び65歳未満の方に支給される特別支給の老齢厚生年金、特別支給の退職共済年金及び寡婦年金のみを受給している方は対象外です。~~
- ~~（注2）医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当及び家族介護手当に限ります。~~
- ~~（注3）特別手当、健康管理手当、保健手当、家族介護手当に限ります。~~
- ~~（注4）障害年金、障害児養育年金、遺族年金に限ります。~~
- ~~（注5）加算措置の対象②～⑫については、平成26年1月分の手当等を受給している方が対象です。~~

<外国人の方の場合>

- 短期滞在者及び不法滞在者については、支給の対象にはなりません。
- 臨時福祉給付金の申請日から〇〇日（※各市町村において支給決定までに要すると見込まれる期間を目安に設定）を経過するまでの間に在留期間の満了日等が到来する方については、臨時福祉給付金の支給時に在留資格等を有することが確認できないため、在留期間の更新等を行ってから、臨時福祉給付金を申請してください。

<亡くなられた方の場合>

- 平成 27年26年 1月1日から支給決定がされる前の間に亡くなられた方については、支給の対象にはなりません。

<代理による申請・受給>

- 支給対象者に代わって申請・受給が行えるのは、次のいずれかの方となります。
（※申請のみの代理も可能）
- ① 平成 27年26年 1月1日時点での支給対象者の属する世帯の世帯構成者
- ② 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人）
- ③ 親族その他の平素から支給対象者本人の身の回りの世話をしている方等で〇市長が特に認める方

【申請方法について】

- 申請方法は、次の3種類です。
- ① 郵送申請方式：申請書を郵送により〇市に提出し、指定の金融機関口座へ振込

- ② 窓口申請方式：申請書を〇市の窓口へ提出し、指定の金融機関口座へ振込
- ③ 窓口現金受領方式：申請書を郵送又は〇市の窓口へ提出し、窓口で現金を受領
- 申請受付開始日及び申請期限は次のとおりです。

申請受付開始日

- ① 郵送申請方式 : 〇月〇日
- ② 窓口申請方式 : 〇月〇日
- ③ 窓口現金受領方式 : 〇月〇日

申請期限 : 〇月〇日必着

(※郵送の場合は市区町村の判断で「消印有効」とすることも可能)

【郵送申請方式・窓口申請方式の申請方法】

- 記入例を参考にして申請書に必要事項を記載し、郵送又は〇市の窓口へ提出してください。
- 申請書を提出される際は、次の書類を申請書の裏面に添付してください。

~~『必ず添付する確認書類』~~

《本人確認書類》

- ・ 支給対象者の本人確認書類（写真付き住民基本台帳カード、運転免許証、旅券の写し等）
(※ここで示した本人確認書類はあくまで例示です。本人確認書類や本人確認方法については、各市区町村において住民票の写しの交付など通常の業務で取り扱っている本人確認書類・本人確認方法としていただいて構いません。)

※ 世帯で申し込まれる方は必ず支給対象者全員分の本人確認書類を添付してください。

※ 代理申請・受給を希望される場合は、支給対象者に加え、代理人の本人確認書類(必要に応じて代理関係を確認できる書類)も添付してください。

※ 外国人の方の本人確認書類は、在留資格等を確認する必要があるため、在留カード、特別永住者証明書、一時庇護許可書、仮滞在許可書、在留カード又は特別永住者証明書とみなされている外国人登録証明書のいずれかの写しとなります。

《振込先金融機関口座確認書類》

~~※新規対象者、及び新規口座を希望する方のみ、添付が必要です。~~

- ・ 受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し

『一部の方が添付する確認書類』

※ほとんどの方は添付していただく~~項~~が必要ありませんが、下記の方のみ書類の添付が必要です。

~~《加算対象であるかを確認する書類》~~

- ~~・ 65歳未満の(昭和24年3月2日以降に生まれた)方で、加算対象の年金(老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等)を受給しており、以下①～④に該当する方~~
- ~~①平成26年1月2日以降に他市区町村へ転出した方~~
- ~~②日本年金機構に住民票の住所ではなく他市区町村の居所を住所として登録している方~~

※お手元に届いた年金額改定通知書の住所が日本年金機構に登録されている住所です。

—③共済組合等が支給する年金のみを受給している方

—④年金額改定通知書が送付されない方（年金の裁定請求を遅れてした方又は手続中の方及び平成26年4月分又は5月分から新たに基礎年金を受給した方のうち一部の方）—

①～③の方の添付書類：年金額改定通知書の写し（平成26年6月（一部の方は5月）に送付）

④の方の添付書類：年金の裁定後に送られてくる年金証書の写し又は年金決定通知書・支給額変更通知書の写し

—ガス障害者対策手当の受給者：医療手帳（又は医療券）及び手当支払通知書の写し

—副作用救済給付又は感染救済給付の受給者：振込通知書の写し

《課税情報を確認する書類》

・ 申請者の扶養者が他市区町村に居住している方：申請者の扶養者の非課税証明書

○ ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号（7桁）」（通帳見開き下部に以下のように記載されています。）をご記入ください。

※ ゆうちょ銀行の通帳見開き下部の記載イメージ

『この口座を他金融機関からの振込の受取口座として利用される際は次の内容をご指定ください。』

【店名】〇〇〇（漢数字3桁）〇〇〇（読み方）

【店番】〇〇〇（数字3桁）【預金種目】〇〇預金【口座番号】〇〇〇〇〇〇〇（数字7桁）』

※ 「記号（5桁）、番号（8桁）」しか分からない場合は、ゆうちょ銀行までお問い合わせください。

○ 長期間使用していない口座の場合、振込ができないことがありますので、平素から使用されている口座をご利用ください。

○ 海外において開設した金融機関口座では受取りができません。

【窓口現金受領方式の申請方法】

○ 記入例を参考に、申請書に必要事項を記載して、郵送又は〇市の窓口へ提出してください。

○ 窓口での現金による支給は、金融機関の口座をお持ちでない方や、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、振込による支給が困難な方が対象となります。

○ 窓口での現金の支給は、〇月〇日からと、振込による支給より遅れて開始することとなりますので、ご了承ください。

【〇市からの問合せについて】

○ 申請内容に不明な点があった場合、〇市から問合せを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振込を求めることは、絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合は、すぐに〇市の窓口又は警察にご連絡ください。

【その他】

- やむを得ない場合を除き、申請期限までに申請が行われなかった場合、臨時福祉給付金を支給できません。
- 申請書の不備による振込不能等が原因で、支給ができなかった場合、〇市が確認等を行った上でなお必要な修正ができなかったときは、申請は取り下げられたものとみなします。
- 臨時福祉給付金の支給後に支給対象者の要件に該当しなくなった方、又は偽りその他不正の手段により臨時福祉給付金の支給を受けた方に対しては、支給した臨時福祉給付金~~(以下「不当利得」という。)~~の返還を求めるものとします。
- ~~○ 不当利得が加算分のみである場合は、支給した加算分の臨時福祉給付金の返還を求めるものとします。~~
- 臨時福祉給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供することはできません。
- ご不明な点がありましたら、以下の問合せ先までお問い合わせください。

〇〇市（区町村）〇〇課 電話：〇〇—〇〇〇〇—〇〇〇〇

1 共同募金運動について

赤い羽根共同募金（以下、「共同募金」という）をはじめとした各募金運動は、地域の社会福祉事業者やボランティア団体等が行う社会福祉を目的とする事業活動を幅広く支援する仕組みとして、重要な役割を果たしてきている。

共同募金の募金額は、平成7年度をピークとして減少傾向にあるが、少子高齢化や人口減少の進展に伴い、今後、福祉需要は増大、多様化していくことが予想され、広く国民の皆様からの募金によって得られた貴い財源は、地域福祉の推進を図る社会福祉事業者やボランティア団体等の多様な活動を支える貴重な財源として、今後ますます重要性を増していくものであると考える。

各自治体におかれては、共同募金運動の趣旨、目的を十分ご理解いただき、今後とも、国民運動としての一層の活性化、推進に向けて、広報等のご協力、ご支援をお願いする。

また、共同募金運動の実施に当たっては、その社会的な使命とこれまで長年にわたって培った信頼性を維持向上させるためにも、募金運動を行うに当たっての経費については、常に、適切かつ厳正な運用に心掛け、必要最小限の経費とすることが求められることから、その用途については、明確に公表する等、都道府県共同募金会を指導されたい。

○ 共同募金の実施期間

共同募金の増強を図るため、平成26年度は、24都道府県（※）において、実施期間を10月1日から翌年3月31日までの6か月間に延長している。

今後、貴管内共同募金会が募金増のための期間延長の取組みを行う際には、当該地域における課題の設定や行政との役割分担などに関し、必要な相談や支援をお願いしたい。

※ 北海道、岩手県、宮城県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、滋賀県、京都府、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、香川県、大分県

○ 災害ボランティア・NPO活動サポート募金（ボラサポ）

当募金による支援活動は、被災地の被災者のみならず、県外被災者の抱える様々な課題解決に向けて実施していることから、社会的に高く評価されており、東日本大震災発災後の助成開始当初は、緊急救援活動が中心であったが、現在では、被災者や被災地の支援ニーズの変化により、生活支援及び復興支援に活動内容が変化してきている。

当募金の受付については、平成25年12月をもって終了したところであるが、当募金を財源とした助成事業は、被災者の生活支援や被災地の復興支援のため、平成27年度においても引き続き継続して実施することからご了解願いたい。

2 社会福祉事業従事功労者等に対する厚生労働大臣表彰等について

社会福祉事業功労者等に対する厚生労働大臣表彰については、社会福祉事業等に尽力し、その功績が特に顕著と認められる者に対し実施しているところであるが、例年、都道府県、指定都市、中核市におかれては、候補者の推薦、被表彰者への連絡等様々のご協力を賜っていることに対し感謝申し上げます。

平成27年度の大員表彰実施要領については、後日通知にて候補者の推薦依頼を行うこととしていることから、引き続き候補者の功績内容の精査等に特段のご協力をお願いする。

なお、平成27年度の推薦調書については、平成27年7月末までにご提出いただくことを予定している。

また、大臣表彰等については、都道府県等からの推薦により行っているところであるが、近年、推薦後の取り下げが散見されることから、事前に推薦者や推薦団体から受章の意向を踏まえる等確実な推薦をお願いする。

(参考)

平成27年度全国社会福祉大会日程（予定）

開催日 平成27年11月20日（金）

場 所 日比谷公会堂（東京都千代田区日比谷公園内）

[参考資料]

平成27年度社会・援護局関係主要行事予定<社会関係>

月	行 事	開催場所	所 管	備 考
4月				
5月	・生活保護新任査察指導員・新任指導職員基礎研修会 ・生活保護法施行事務監査に係る生活保護指導職員会議	東京都 東京都	自立推進・指導監査室 自立推進・指導監査室	5月13日～15日 5月21日～22日
6月	・生活保護担当ケースワーカー全国研修会	東京都	保護課	6月17日～19日
7月				
8月				
9月	・全国生活保護査察指導員研修会	東京都	自立推進・指導監査室	9月中旬
10月	・共同募金運動 ・第84回全国民生委員児童委員大会	全 国 富山県	総務課 地域福祉課	10月～12月 10月15日～16日
11月	・福祉人材確保重点実施期間 ・介護の日 ・全国社会福祉大会 ・第24回全国ボランティアフェスティバル ・生活保護就労支援員全国研修会	全 国 全 国 日比谷公会堂 福島県 東京都	福祉基盤課 福祉基盤課 総務課 地域福祉課 保護課	11月4日～17日 11月11日 11月20日 11月21日～22日 11月
12月				
1月	・全国厚生労働関係部局長会議 ・社会福祉士・介護福祉士国家試験（筆記試験）	厚生労働省 全国各会場	厚生労働省 福祉基盤課	1月中旬 1月下旬
2月				
3月	・社会・援護局関係主管課長会議 ・生活保護関係全国係長会議 ・介護福祉士国家試験（実技試験）	厚生労働省 厚生労働省 全国各会場	総務課 保護課 福祉基盤課	3月上旬 3月上旬 3月上旬

(参 考)

「臨時福祉給付金支給要領」(比較表)

下線は昨年度からの変更部分

平成 27 年度 (案)	平成 26 年度
<p style="text-align: center;">臨時福祉給付金支給要領 (平成27年度)</p> <p>第1 支給対象者</p> <p>1 臨時福祉給付金(以下「給付金」という。)は、<u>平成27年</u>1月1日(以下「基準日」という。)において、次の要件に該当する者に支給する。</p> <p>① (略)</p> <p>② <u>平成27年度</u>分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条(同法第736条第3項で準用する場合を含む。)の規定によって課する所得割を除く。以下この項において「市町村民税」という。)が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除されたものである者(当該市町村民税が課されている者(当該市町村民税を免除された者を除く。)の扶養親族等(同法の規定による控除対象配偶者、配偶者特別控除における配偶者、扶養親族、青色事業専従者及び白色事業専従者をいう。以下同じ。)を除く。)</p> <p>2 1の規定にかかわらず、基準日において、次のいずれかに該当する者には、給付金を支給しない。</p> <p>① 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者(基準日に保護が停止されていた者及び基準日の翌日から<u>平成27年10月1日</u>までの間に保護が廃止され、又は停止された者を除く。)</p> <p>② 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付(以下この項において「支援給付」という。)の受給者(基準日に支援給付の支給が停止されていた者及び基準日の翌日から<u>平成27年10月1日</u>までの間に支援給付の支給が廃止され、又は停止された者を除く。)</p> <p>③ ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(平成20年法律第82号)第15条第2項の規定によるハンセン病療養所非入所者給与金の受給者(援護加算(ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則(平成21年厚生労働省令第75号)第7条第3項に規定する援護加算をいう。以下この項において同じ。)の受給者に限り、基準日に援護加算の認定を停止されていた者及び基準日の</p>	<p style="text-align: center;">臨時福祉給付金支給要領</p> <p>第1 支給対象者</p> <p>1 臨時福祉給付金(以下「給付金」という。)は、<u>平成26年</u>1月1日(以下「基準日」という。)において、次の要件に該当する者に支給する。</p> <p>① (略)</p> <p>② <u>平成26年度</u>分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条(同法第736条第3項で準用する場合を含む。)の規定によって課する所得割を除く。以下この項において「市町村民税」という。)が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除されたものである者(当該市町村民税が課されている者(当該市町村民税を免除された者を除く。)の扶養親族等(同法の規定による控除対象配偶者、配偶者特別控除における配偶者、扶養親族、青色事業専従者及び白色事業専従者をいう。以下同じ。)を除く。)</p> <p>2 1の規定にかかわらず、基準日において、次のいずれかに該当する者には、給付金を支給しない。</p> <p>① 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者(基準日に保護が停止されていた者及び基準日の翌日から<u>同年3月31日</u>までの間に保護が廃止され、又は停止された者を除く。)</p> <p>② 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付(以下この項において「支援給付」という。)の受給者(基準日に支援給付の支給が停止されていた者及び基準日の翌日から<u>同年3月31日</u>までの間に支援給付の支給が廃止され、又は停止された者を除く。)</p> <p>③ ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(平成20年法律第82号)第15条第2項の規定によるハンセン病療養所非入所者給与金の受給者(援護加算(ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則(平成21年厚生労働省令第75号)第7条第3項に規定する援護加算をいう。以下この項において同じ。)の受給者に限り、基準日に援護加算の認定を停止されていた者及び基準日の</p>

平成 27 年度 (案)

翌日から平成27年10月1日までの間に援護加算の認定を廃止され、又は停止された者を除く。)

- ④ ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第19条の規定による援護（以下この項において「援護」という。）を受けている者（基準日に援護が停止されていた者及び基準日の翌日から平成27年10月1日までの間に援護が廃止され、又は停止された者を除く。）

3 (略)

- 4 基準日において、以下の①から⑥までのいずれかに該当する児童等（児童（基準日において満18歳に満たない者（平成9年1月3日以降に生まれた者。）をいう。以下同じ。）及び児童以外の基準日において満20歳に満たない者（平成7年1月3日以降に生まれた者。）をいう。以下同じ。）については、1の②の要件の適用に当たっては、当該児童等の保護者（児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する保護者をいう。以下同じ。）の扶養親族等には該当しないものとみなす。（略）

①～⑥ (略)

5 (略)

6 (略)

- ① 障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）に規定する障害者をいう。）のうち、養護者（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）に規定する養護者をいう。）から虐待を受けたことにより、同法第9条第2項の規定による入所又は入居（以下「入所等」という。）の措置が採られている者（2か月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）

- ② 高齢者（基準日において65歳以上の者（昭和25年1月2日以前に生まれた者。）をいう。）のうち、養護者（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）に規定する養護者をいう。）から虐待を受けたことにより、同法第9条第2項の規定による入所等の措置が採られている者（2か月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）

第2 支給額

支給額は、支給対象者1人につき6千円とする。

(以下、削除)

平成 26 年度

翌日から同年3月31日までの間に援護加算の認定を廃止され、又は停止された者を除く。)

- ④ ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第19条の規定による援護（以下この項において「援護」という。）を受けている者（基準日に援護が停止されていた者及び基準日の翌日から同年3月31日までの間に援護が廃止され、又は停止された者を除く。）

3 (略)

- 4 基準日において、以下の①から⑥までのいずれかに該当する児童等（児童（基準日において満18歳に満たない者（平成8年1月3日以降に生まれた者）をいう。以下同じ。）及び児童以外の基準日において満20歳に満たない者（平成6年1月3日以降に生まれた者）をいう。以下同じ。）については、1の②の要件の適用に当たっては、当該児童等の保護者（児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する保護者をいう。以下同じ。）の扶養親族等には該当しないものとみなす。（略）

①～⑥ (略)

5 (略)

6 (略)

- ① 障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）に規定する障害者をいう。）のうち、養護者（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号。以下「障害者虐待防止法」という。）に規定する養護者をいう。）から虐待を受けたことにより、障害者虐待防止法第9条第2項の規定による入所又は入居（以下「入所等」という。）の措置が採られている者（2か月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）

- ② 高齢者（基準日において65歳以上の者（昭和24年1月2日以前に生まれた者。）をいう。）のうち、養護者（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。）に規定する養護者をいう。）から虐待を受けたことにより、高齢者虐待防止法第9条第2項の規定による入所等の措置が採られている者（2か月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）

第2 支給額

1 支給額は、支給対象者1人につき1万円とする。

2 支給対象者のうち、次のいずれかに該当する者については、1人につき1の額に5千円を加算する。

平成 27 年度 (案)

平成 26 年度

- ① 平成26年4月の年金の特例水準解消の影響を受ける者(同年4月分又は5月分の次のいずれかの年金の受給者に限る。)
 - ア 国民年金法(昭和34年法律第141号)の規定による老齢基礎年金(繰上げ支給によるものを含む。)、障害基礎年金又は遺族基礎年金
 - イ 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第32条、附則第78条及び附則第87条の規定によりなお従前の例によることとされた旧国民年金法、旧厚生年金保険法及び旧船員保険法の規定による老齢年金、通算老齢年金、特例老齢年金、老齢福祉年金、障害年金、遺族年金、遺児年金、寡婦年金、通算遺族年金又は特例遺族年金
 - ウ 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成13年法律第101号)附則第16条第6項に規定する移行農林年金のうち退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金又は通算遺族年金
 - エ 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第105号)附則第3条、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第108号)附則第3条、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)第48条の2の規定によりその例によることとされる国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第105号)附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされた退職年金、船員通算老齢年金、減額退職年金、実期間遺族年金、通算退職年金、船員老齢年金、障害年金、船員障害年金、遺族年金、寡婦年金、通算遺族年金、船員遺族年金又は船員通算遺族年金
- ② 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)の規定による児童扶養手当の平成26年1月分の受給者
- ③ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)の規定による特別児童扶養手当、障害児福祉手当及び特別障害者手当の平成26年1月分の受給者
- ④ 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第7条の規定による改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律の規定による福祉手当の平成26年1月分の受給者
- ⑤ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)の規定による医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当及び家族介護手当(原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令(平

平成 27 年度 (案)

平成 26 年度

- 第 3 支給方法等
 1 申請及び支給の方法
 (1) (略)
 (2)

- 第 3 支給方法等
 1 申請及び支給の方法
 (1) (略)
 (2)

申請者	市町村
① 基準日以前に住民基本台帳法第 8 条の規定により住民票を削除されていた者であって、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて市町村の住民基本台帳に記録されることとなったもののうち、転出の予定年月日(同法第 24 条に規定する転出の予定年月日をいう。)が基準日以前となっている転出届(同条の規定による届出をいう。以下この項の右欄において同じ。)をした者であって、	左欄に掲げる者から転出届を受けた市町村

申請者	市町村
① 基準日以前に住民基本台帳法第 8 条の規定により住民票を削除されていた者であって、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて市町村の住民基本台帳に記録されることとなったもののうち、転出の予定年月日(住民基本台帳法第 24 条に規定する転出の予定年月日をいう。)が基準日以前となっている転出届(同条の規定による届出をいう。以下この項の右欄において同じ。)をした者	左欄に掲げる者から転出届を受けた市町村

- 成 7 年政令第 26 号) 第 18 条第 2 項第 2 号に規定する場合に支給される介護手当をいう。) の平成 26 年 1 月分の受給者
- ⑥ 毒ガス障害者救済対策事業の実施について(昭和 59 年 4 月 10 日付け衛発第 266 号厚生省公衆衛生局長通知。以下この項において「局長通知」という。)による特別手当、健康管理手当、保健手当及び家族介護手当(局長通知の別紙「毒ガス障害者に対する救済措置要綱」第 27 項第 2 号イに規定する場合に支給される介護手当をいう。) の平成 26 年 1 月分の受給者
- ⑦ ガス障害者に対する特別手当等支給要綱(昭和 44 年 12 月 10 日蔵計第 4347 号。以下この項において「要綱」という。)の規定による特別手当、健康管理手当、保健手当及び家族介護手当(要綱第 3 条第 3 項(2)に規定する場合に支給される介護手当をいう。) の平成 26 年 1 月分の受給者
- ⑧ 予防接種法(昭和 23 年法律第 68 号)の規定による健康被害救済給付金(障害児養育年金、障害年金及び遺族年金に限る。) の平成 26 年 1 月分の受給者
- ⑨ 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法(平成 21 年法律第 98 号)の規定による健康被害救済給付金(障害児養育年金、障害年金及び遺族年金に限る。) の平成 26 年 1 月分の受給者
- ⑩ 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(平成 14 年法律第 192 号)の規定による副作用救済給付(障害年金、障害児養育年金及び遺族年金に限る。)又は感染救済給付(障害年金、障害児養育年金及び遺族年金に限る。) の平成 26 年 1 月分の受給者

平成 27 年度 (案)

転入をした年月日 (同法第22条第1項に規定する転入をした年月日をいう。) が基準日の翌日以後である転入届 (同項の規定による届出をいう。) をしたもの

(以下、略)

(3)～(5) (略)

2 申請受付開始日及び申請期限

- (1) 市町村は、給付金の支給について、可能な限り平成27年10月から速やかに開始するものとし、そのために、平成27年8月ないしは9月から申請受付を開始するものとする。具体的な申請受付開始日は、市町村において決定する。
- (2) 申請期限は、当該市町村における申請受付開始日から3か月とすることを基本とする。ただし、市町村の規模等によってこの期限で対応し難い場合には、申請受付開始日から3か月以上6か月以内を申請期限とすることができる。

平成 26 年度

であって、転入をした年月日 (住民基本台帳法第22条第1項に規定する転入をした年月日をいう。) が基準日の翌日以後である転入届 (同項の規定による届出をいう。) をしたもの

(以下、略)

(3)～(5) (略)

2 申請受付開始日及び申請期限

- (1) 市町村は、給付金の支給について、可能な限り速やかに開始するものとし、具体的な申請受付開始日は、市町村において決定する。
- (2) 申請期限は、当該市町村における申請受付開始日から3か月とすることを基本とする。ただし、市町村の規模等によってこの期限で対応し難い場合には、申請受付開始日から3か月以上6か月以内を申請期限とすることができる。

(参 考)

「臨時福祉給付金支給事業実施要綱 (例)」 (比較表)

下線は昨年度からの変更部分

平成 27 年度 (案)	平成 26 年度
<p data-bbox="215 363 925 400">○市臨時福祉給付金支給事業実施要綱 (平成27年度) (例)</p> <p data-bbox="91 440 170 477">(目的)</p> <p data-bbox="76 480 1106 627">第1条 この要綱は、消費税率の引上げに際し、低所得の住民に与える負担の影響に鑑み、低所得の住民に対する適切な配慮を行うため、暫定的・臨時的な措置として実施する、<u>平成27年度の臨時福祉給付金支給事業</u>について、必要な事項を定める。</p> <p data-bbox="76 671 336 708">第2条～第3条 (略)</p> <p data-bbox="91 748 199 785">(支給額)</p> <p data-bbox="76 788 1088 858">第4条 前条の規定により支給対象者に対して支給する臨時福祉給付金の金額は、支給対象者1人につき<u>6千円</u>とする。</p> <p data-bbox="76 863 215 900"><u>2 (削除)</u></p> <p data-bbox="76 978 336 1015">第5条～第6条 (略)</p> <p data-bbox="91 1054 309 1091">(代理による申請)</p> <p data-bbox="76 1094 1106 1163">第7条 申請者に代わり、代理人として前条の規定による申請を行うことができる者は、原則として次の各号に掲げる者に限る。</p> <ul data-bbox="107 1168 1106 1394" style="list-style-type: none"><li data-bbox="107 1168 1106 1238">一 <u>平成27年</u>1月1日 (以下「基準日」という。) 時点での申請者の属する世帯の世帯構成者<li data-bbox="107 1243 1106 1313">二 法定代理人 (親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人)<li data-bbox="107 1318 1106 1394">三 親族その他の平素から申請者本人の身の回りの世話をしている者等で○市長が特に認める者 <p data-bbox="76 1399 170 1436">2 (略)</p> <p data-bbox="76 1441 170 1477">3 (略)</p>	<p data-bbox="1373 363 1910 400">○市臨時福祉給付金支給事業実施要綱 (例)</p> <p data-bbox="1142 440 1220 477">(目的)</p> <p data-bbox="1126 480 2157 588">第1条 この要綱は、消費税率の引上げに際し、低所得の住民に与える負担の影響に鑑み、低所得の住民に対する適切な配慮を行うため、暫定的・臨時的な措置として実施する臨時福祉給付金支給事業について、必要な事項を定める。</p> <p data-bbox="1126 671 1386 708">第2条～第3条 (略)</p> <p data-bbox="1142 748 1249 785">(支給額)</p> <p data-bbox="1126 788 2139 858">第4条 前条の規定により支給対象者に対して支給する臨時福祉給付金の金額は、支給対象者1人につき<u>1万円</u>とする。</p> <p data-bbox="1126 863 2157 933">2 <u>支給対象者のうち、別記2に掲げる者については、1人につき前項の額に5千円を加算する。</u></p> <p data-bbox="1126 978 1386 1015">第5条～第6条 (略)</p> <p data-bbox="1142 1054 1359 1091">(代理による申請)</p> <p data-bbox="1126 1094 2157 1163">第7条 申請者に代わり、代理人として前条の規定による申請を行うことができる者は、原則として次の各号に掲げる者に限る。</p> <ul data-bbox="1158 1168 2157 1394" style="list-style-type: none"><li data-bbox="1158 1168 2157 1238">一 <u>平成26年</u>1月1日 (以下「基準日」という。) 時点での申請者の属する世帯の世帯構成者<li data-bbox="1158 1243 2157 1313">二 法定代理人 (親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人)<li data-bbox="1158 1318 2157 1394">三 親族その他の平素から申請者本人の身の回りの世話をしている者等で○市長が特に認める者 <p data-bbox="1126 1399 1220 1436">2 (略)</p> <p data-bbox="1126 1441 1220 1477">3 (略)</p>

平成 27 年度 (案)

第 8 条 (略)

2 (略)

3 別記 1 (1) ⑤に規定する者が同項に規定する申出を行った場合は、当該者分の臨時福祉給付金につき、基準日時点の住民票において当該者と同一世帯である者から代理申請があった場合でも、不支給決定とする(申出が、当該者の基準日時点の住民票が所在する市町村(特別区を含む。)に到達した時点で、当該者に係る臨時福祉給付金の代理申請について、支給決定通知が既に行われている場合を除く。)。

4 (略)

第 9 条～第 10 条 (略)

(不当利得の返還)

第 11 条 ○市長は、臨時福祉給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により臨時福祉給付金の支給を受けた者に対しては、支給を行った臨時福祉給付金の返還を求める。

2 (削除)

第 12 条～第 13 条 (略)

附 則

この要綱は、平成 27 年○月○日から施行する。

別記 (第 2 条及び第 8 条関係)

1 支給対象者

下記の支給対象者に対して、臨時福祉給付金を 1 人につき 6 千円支給する。

(1) 臨時福祉給付金は、次の①から⑤までのいずれかの要件に該当し、かつ、⑥の要件に該当する者(他の市町村(特別区を含む。以下同じ。)において臨時福祉給付金が支給される者を除く。)に支給する。

① 平成 27 年 1 月 1 日 (以下「基準日」という。)において、○市の住民基本台帳

平成 26 年度

第 8 条 (略)

2 (略)

3 別記 1 (1) ⑤に規定する者が同項に規定する申出を行った場合は、当該者分の臨時福祉給付金につき、基準日時点の住民票において当該者と同一世帯である者から代理申請があった場合でも、不支給決定とする(申出が、当該者の基準日時点の住民票が所在する市町村(特別区を含む。)に到達した時点で、当該臨時福祉給付金の代理申請について、支給決定通知が既に行われている場合を除く。)。

4 (略)

第 9 条～第 10 条 (略)

(不当利得の返還)

第 11 条 ○市長は、臨時福祉給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により臨時福祉給付金の支給を受けた者に対しては、支給を行った臨時福祉給付金 (次項において「不当利得」という。) の返還を求める。

2 ○市長は、不当利得が加算分のみである場合は、支給を行った加算分の臨時福祉給付金の返還を求める。

第 12 条～第 13 条 (略)

附 則

この要綱は、平成 26 年○月○日から施行する。

別記 (第 2 条及び第 8 条関係)

1 支給対象者

下記の支給対象者に対して、臨時福祉給付金を 1 人につき 1 万円支給する。

(1) 臨時福祉給付金は、次の①から⑤までのいずれかの要件に該当し、かつ、⑥の要件に該当する者(他の市町村(特別区を含む。以下同じ。)において臨時福祉給付金が支給される者を除く。)に支給する。

① 平成 26 年 1 月 1 日 (以下「基準日」という。)において、○市の住民基本台帳

平成 27 年度 (案)

に記録されている者

②～③ (略)

④ 基準日において、いずれかの市町村の住民基本台帳に記録されている者（基準日以前に、住基法第 8 条の規定により住民票を削除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めていずれかの市町村の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。次の⑤において同じ。）であり、かつ、基準日以後に次のアからカまでのいずれかに該当する児童等（児童（基準日において満 18 歳に満たない者（平成 9 年 1 月 3 日以降に生まれた者。）をいう。）及び児童以外の基準日において満 20 歳に満たない者（平成 7 年 1 月 3 日以降に生まれた者。）をいう。以下同じ。）であって、その入所等している施設等が〇市に所在しているもの

ア～エ (略)

オ 児童福祉法の規定により同法に規定する児童自立生活援助事業における住居に入居している児童等（2 か月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除く。）

カ (略)

⑤ (略)

ア (略)

イ その配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）第 10 条の規定による保護命令（配偶者からの暴力を理由に避難している者にあつては、同条第 1 項第 1 号の規定による接近禁止命令又は同項第 2 号の規定による退去命令。その同伴者にあつては、同条第 3 項又は第 4 項の規定による接近禁止命令。）が出されていること。

ウ、エ (略)

⑥ 平成 27 年度分の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第 328 条（同法第 736 条第 3 項で準用する場合を含む。）の規定によって課する所得割を除く。以下「市町村民税」という。）が課されていない者又は条例で定めるところにより当該市町村民税を免除されたものである者（当該市町村民税が課されている者（当該市町村民税を免除された者を除く。）の扶養親族等（同法の規定による控除対象配偶者、配偶者特別控除における配偶者、扶養親族、青色事業専従者及び白色事業専従者をいう。以下同じ。）を除く。）

(2) (1) の規定にかかわらず、基準日において、次のいずれかに該当する者には、

平成 26 年度

に記録されている者

②～③ (略)

④ 基準日において、いずれかの市町村の住民基本台帳に記録されている者（基準日以前に、住基法第 8 条の規定により住民票を削除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めていずれかの市町村の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。次の⑤において同じ。）であり、かつ、基準日以後に次のアからカまでのいずれかに該当する児童等（児童（基準日において満 18 歳に満たない者（平成 8 年 1 月 3 日以降に生まれた者。）をいう。）及び児童以外の基準日において満 20 歳に満たない者（平成 6 年 1 月 3 日以降に生まれた者。）をいう。以下同じ。）であって、その入所等している施設等が〇市に所在しているもの

ア～エ (略)

オ 児童福祉法の規定により同法に規定する児童自立生活援助事業に入居している児童等（2 か月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除く。）

カ (略)

⑤ (略)

ア (略)

イ その配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）第 10 条の規定による保護命令（同条第 1 項第 1 号の規定による接近禁止命令又は同項第 2 号の規定による退去命令。その同伴者にあつては、同条第 3 項又は第 4 項の規定による接近禁止命令。）が出されていること。

ウ、エ (略)

⑥ 平成 26 年度分の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第 328 条（同法第 736 条第 3 項で準用する場合を含む。）の規定によって課する所得割を除く。以下「市町村民税」という。）が課されていない者又は条例で定めるところにより当該市町村民税を免除されたものである者（当該市町村民税が課されている者（当該市町村民税を免除された者を除く。）の扶養親族等（同法の規定による控除対象配偶者、配偶者特別控除における配偶者、扶養親族、青色事業専従者及び白色事業専従者をいう。以下同じ。）を除く。）

(2) (1) の規定にかかわらず、基準日において、次のいずれかに該当する者には、

平成 27 年度 (案)

臨時福祉給付金を支給しない。

- ① 生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第6条第1項に規定する被保護者 (基準日に保護が停止されていた者及び基準日の翌日から平成27年10月1日までの間に保護が廃止又は停止された者を除く。)
- ② 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) による支援給付 (以下この②において「支援給付」という。) の受給者 (基準日に支援給付の支給が停止されていた者及び基準日の翌日から平成27年10月1日までの間に支援給付の支給が廃止又は停止された者を除く。)
- ③ ハンセン病問題の解決の促進に関する法律 (平成20年法律第82号) 第15条第2項の規定によるハンセン病療養所非入所者給与金の受給者 (援護加算 (ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則 (平成21年厚生労働省令第75号) 第7条第3項に規定する援護加算をいう。以下この③において同じ。) の受給者に限り、基準日に援護加算の認定を停止されていた者及び基準日の翌日から平成27年10月1日までの間に援護加算の認定を廃止され、又は停止された者を除く。)
- ④ ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第19条の規定による援護 (以下この④において「援護」という。) を受けている者 (基準日に援護が停止されていた者及び基準日の翌日から平成27年10月1日までの間に援護が廃止され、又は停止された者を除く。)

(3) ~ (4) (略)

(5) (略)

ただし、その際に配偶者からの暴力を理由に避難している者及びその同伴者が、それらのうちいずれかの者の扶養親族等とされていることが確認できた場合には、これに基づき臨時福祉給付金の支給に係る審査を行う。それ以外の場合で、配偶者からの暴力を理由に避難している者又はその同伴者の中に市町村民税が課されている者がいることが確認できた場合には、当該者以外の配偶者からの暴力を理由に避難している者及びその同伴者は、当該者の扶養親族等であるものとみなす。

(6) (略)

- ① 障害者 (障害者基本法 (昭和45年法律第84号) に規定する障害者をいう。) のうち、養護者 (障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律 (平成23年法律第79号) に規定する養護者をいう。) から虐待を受けたことにより、同法第9条第2項の規定による入所又は入居 (以下「入所等」という。) の措置が採られている者 (2か月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者

平成 26 年度

臨時福祉給付金を支給しない。

- ① 生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第6条第1項に規定する被保護者 (基準日に保護が停止されていた者及び基準日の翌日から同年3月31日までの間に保護が廃止又は停止された者を除く。)
- ② 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) による支援給付 (以下この②において「支援給付」という。) の受給者 (基準日に支援給付の支給が停止されていた者及び基準日の翌日から同年3月31日までの間に支援給付の支給が廃止又は停止された者を除く。)
- ③ ハンセン病問題の解決の促進に関する法律 (平成20年法律第82号) 第15条第2項の規定によるハンセン病療養所非入所者給与金の受給者 (援護加算 (ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則 (平成21年厚生労働省令第75号) 第7条第3項に規定する援護加算をいう。以下この③において同じ。) の受給者に限り、基準日に援護加算の認定を停止されていた者及び基準日の翌日から同年3月31日までの間に援護加算の認定を廃止され、又は停止された者を除く。)
- ④ ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第19条の規定による援護 (以下この④において「援護」という。) を受けている者 (基準日に援護が停止されていたとき及び基準日の翌日から同年3月31日までの間に援護が廃止され、又は停止されたときを除く。)

(3) ~ (4) (略)

(5) (略)

ただし、その際に配偶者からの暴力を理由に避難している者及びその同伴者が、それらのうちいずれかの者の扶養親族等とされていることが確認できた場合には、これに基づき給付金の支給に係る審査を行う。それ以外の場合で、配偶者からの暴力を理由に避難している者又はその同伴者の中に市町村民税が課されている者がいることが確認できた場合には、当該者以外の配偶者からの暴力を理由に避難している者及びその同伴者は、当該者の扶養親族等であるものとみなす。

(6) (略)

- ① 障害者 (障害者基本法 (昭和45年法律第84号) に規定する障害者をいう。) のうち、養護者 (障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律 (平成23年法律第79号) 以下この①において「障害者虐待防止法」という。) に規定する養護者をいう。) から虐待を受けたことにより、障害者虐待防止法第9条第2項の規定による入所又は入居 (以下「入所等」という。) の措置が採られ

平成 27 年度 (案)

を除く。)

- ② 高齢者(基準日において65歳以上の者(昭和25年1月2日以前に生まれた者。)をいう。)のうち、養護者(高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)に規定する養護者をいう。)から虐待を受けたことにより、同法第9条第2項の規定による入所等の措置が採られている者(2か月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。)

(以下、削除)

平成 26 年度

ている者(2か月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。)

- ② 高齢者(基準日において65歳以上の者(昭和24年1月2日以前に生まれた者。)をいう。)のうち、養護者(高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号。以下この②において「高齢者虐待防止法」という。)に規定する養護者をいう。)から虐待を受けたことにより、高齢者虐待防止法第9条第2項の規定による入所等の措置が採られている者(2か月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。)

(第4条関係)

2 加算措置の対象者

支給対象者のうち、次のいずれかに該当する者については、1人につき5千円を加算する。

- ① 平成26年4月の年金の特例水準解消の影響を受ける者(同年4月分又は5月分の次のいずれかの年金の受給者に限る。)

ア 国民年金法(昭和34年法律第141号)の規定による老齢基礎年金(繰上げ支給によるものを含む。)、障害基礎年金又は遺族基礎年金

イ 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第32条、附則第78条及び附則第87条の規定によりなお従前の例によることとされた旧国民年金法、旧厚生年金保険法及び旧船員保険法の規定による老齢年金、通算老齢年金、特例老齢年金、老齢福祉年金、障害年金、遺族年金、遺児年金、寡婦年金、通算遺族年金又は特例遺族年金

ウ 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成13年法律第101号)附則第16条第6項に規定する移行農林年金のうち退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金又は通算遺族年金

エ 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第105号)附則第3条、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第108号)附則第3条、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)第48条の2の規定によりその例によることとされる国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第105号)附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされた退職年金、船員通算老齢年金、減額退職年金、実期間遺族年金、通算退職年金、船員老齢年金、障害年金、船員障害年金、遺族年金、寡婦年金、通算遺族年金、船員遺族年金又は船員通算遺族年金

- ② 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)の規定による児童扶養手当の平成26

平成 27 年度 (案)

平成 26 年度

年 1 月分の受給者

- ③ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）の規定による特別児童扶養手当、障害児福祉手当及び特別障害者手当の平成26年 1 月分の受給者
- ④ 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第 7 条の規定による改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律の規定による福祉手当の平成26年 1 月分の受給者
- ⑤ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6 年法律第117号）の規定による医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当及び家族介護手当（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令（平成 7 年政令第26号）第18条第 2 項第 2 号に規定する場合に支給される介護手当をいう。）の平成26年 1 月分の受給者
- ⑥ 毒ガス障害者救済対策事業の実施について（昭和59年4月10日付け衛発第266号厚生省公衆衛生局長通知。以下この⑥において「局長通知」という。）による特別手当、健康管理手当、保健手当及び家族介護手当（局長通知の別紙「毒ガス障害者に対する救済措置要綱」第27項第 2 号イに規定する場合に支給される介護手当をいう。）の平成26年 1 月分の受給者
- ⑦ ガス障害者に対する特別手当等支給要綱（昭和44年12月10日蔵計第4347号。以下この⑦において「要綱」という。）の規定による特別手当、健康管理手当、保健手当及び家族介護手当（要綱第 3 条第 3 項(2)に規定する場合に支給される介護手当をいう。）の平成26年 1 月分の受給者
- ⑧ 予防接種法（昭和23年法律第68号）の規定による健康被害救済給付金（障害児養育年金、障害年金及び遺族年金に限る。）の平成26年 1 月分の受給者
- ⑨ 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法（平成 21年法律第98号）の規定による健康被害救済給付金（障害児養育年金、障害年金及び遺族年金に限る。）の平成26年 1 月分の受給者
- ⑩ 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成14年法律第192号）の規定による副作用救済給付（障害年金、障害児養育年金及び遺族年金に限る。）又は感染救済給付（障害年金、障害児養育年金及び遺族年金に限る。）の平成26年 1 月分の受給者

(参 考)

「臨時福祉給付金給付事業費の国庫補助について」(比較表)

平成27年度(案)	平成26年度
<p data-bbox="961 453 1466 533">厚生労働省発社援 第 号 平成 年 月 日</p> <p data-bbox="240 590 575 709">都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p data-bbox="973 856 1246 890">厚生労働事務次官</p> <p data-bbox="388 1037 1288 1071">平成27年度臨時福祉給付金給付事業費の国庫補助について</p> <p data-bbox="210 1262 1466 1381">標記の国庫補助金の交付については、別紙「平成27年度臨時福祉給付金給付事業費補助金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)により行うこととされ、平成27年4月1日から適用することとされたので通知する。</p> <p data-bbox="210 1394 1466 1472">なお、各都道府県知事におかれては、貴管内の市町村(特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。)に対する周知につき配慮願いたい。</p>	<p data-bbox="2249 453 2754 533">厚生労働省発社援0401第3号 平成26年4月1日</p> <p data-bbox="1531 590 1866 709">都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p data-bbox="2261 856 2534 890">厚生労働事務次官</p> <p data-bbox="1668 1037 2567 1115">平成26年度(平成25年度からの繰越分)臨時福祉給付金 給付事業費の国庫補助について</p> <p data-bbox="1501 1262 2757 1381">標記の国庫補助金の交付については、別紙「平成26年度(平成25年度から繰越分)臨時福祉給付金給付事業費補助金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)により行うこととされ、平成26年4月1日から適用することとされたので通知する。</p> <p data-bbox="1501 1394 2757 1472">なお、各都道府県知事におかれては、貴管内の市町村(特別区を含み、指定都及び中核市を除く。)に対する周知につき配慮願いたい。</p>

平成27年度（案）	平成26年度
<p>別紙</p> <p style="text-align: center;">平成27年度臨時福祉給付金給付事業費補助金交付要綱</p> <p>（通則）</p> <p>1 平成27年度臨時福祉給付金給付事業費補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生省}_{労働省}令第6号）の規定によるほか、この交付要綱に定めるところによる。</p> <p>（交付の目的）</p> <p>2 この補助金は、市町村（特別区を含む。）を実施主体として、消費税率の引上げに際し、低所得者に与える負担の影響に鑑み、暫定的・臨時的な措置として臨時福祉給付金を支給することにより、低所得者に対する適切な配慮を行うことを目的とする。</p> <p>（交付の対象）</p> <p>3 この補助金は、平成 年 月 日社援発 第 号社会・援護局長通知「臨時福祉給付金の実施について」の別紙「臨時福祉給付金支給要領（平成27年度）」（以下「支給要領」という。）に基づき、市町村（特別区を含む。）が行う事業を交付の対象とする。</p> <p>（交付額の算定方法）</p> <p>4 この補助金の交付額は、支給要領に基づき支給決定を行った額の合計額（補助率：10/10）とする。</p> <p>（補助金の概算払）</p> <p>5 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。</p>	<p>別紙</p> <p style="text-align: center;">平成26年度（平成25年度からの繰越分）臨時福祉給付金給付事業費補助金交付要綱</p> <p>（通則）</p> <p>1 平成26年度（平成25年度からの繰越分）臨時福祉給付金給付事業費補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生省}_{労働省}令第6号）の規定によるほか、この交付要綱に定めるところによる。</p> <p>（交付の目的）</p> <p>2 この補助金は、市町村（特別区を含む。）を実施主体として、消費税率の引上げに際し、低所得者に与える負担の影響に鑑み、暫定的・臨時的な措置として臨時福祉給付金を支給することにより、低所得者に対する適切な配慮を行うことを目的とする。</p> <p>（交付の対象）</p> <p>3 この補助金は、平成26年2月12日社援発0212第1号社会・援護局長通知「臨時福祉給付金の実施について」の別紙「臨時福祉給付金支給要領」（以下「支給要領」という。）に基づき、市町村（特別区を含む。）が行う事業を交付の対象とする。</p> <p>（交付額の算定方法）</p> <p>4 この補助金の交付額は、支給要領に基づき支給決定を行った額の合計額（補助率：10/10）とする。</p> <p>（補助金の概算払）</p> <p>5 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。</p>

平成27年度（案）

平成26年度

（交付の条件）

- 6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
- （1）事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
 - （2）事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
 - （3）事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。
 - （4）補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

（申請手続）

- 7 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。
- （1）指定都市市長及び中核市市長は、別紙様式2による交付申請書に関係書類を添えて別に定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。
 - （2）市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）の長は、別紙様式2による交付申請書に関係書類を添えて都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。
また、都道府県知事は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、これを取りまとめ別紙様式3に関係書類を添えて別に定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

（変更申請手続）

- 8 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して、追加交付申請等を行う場合には、別紙様式7又は別紙様式8による変更交付申請書を、7に定める申請手続の例により、別に定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

（交付の条件）

- 6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
- （1）事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
 - （2）事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
 - （3）事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。
 - （4）補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業の完了する日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

（申請手続）

- 7 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。
- （1）指定都市市長及び中核市市長は、別紙様式2による交付申請書に関係書類を添えて別に定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。
 - （2）市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）の長は、別紙様式2による交付申請書に関係書類を添えて都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。
また、都道府県知事は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、これを取りまとめ別紙様式3に関係書類を添えて別に定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

（変更申請手続）

- 8 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して、追加交付申請等を行う場合には、別紙様式7又は別紙様式8による変更交付申請書を、7に定める申請手続の例により、別に定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

平成 2 7 年度（案）	平成 2 6 年度
<p>（標準処理期間）</p> <p>9 都道府県知事は、交付申請書が到達した日から起算して原則として1月以内（7に規定する期限より遅くなる場合には7に規定する日まで）に厚生労働大臣に提出するものとし、厚生労働大臣は、交付申請書が到達した日から起算して原則として1月以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。</p> <p>（交付決定の通知）</p> <p>1 0 都道府県知事は、厚生労働大臣から交付決定通知依頼（別紙様式4）又は変更交付決定通知依頼（別紙様式9）があったときは、市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）に対し、別紙様式5又は別紙様式10により速やかに交付決定の通知を行うものとする。</p> <p>（実績報告）</p> <p>1 1 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。</p> <p>（1）指定都市市長及び中核市市長は、別紙様式12による事業実績報告書に関係書類を添えて別に定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。</p> <p>（2）市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）の長は、別紙様式12による事業実績報告書に関係書類を添えて都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。</p> <p>また、都道府県知事は、事業実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、これを取りまとめ別紙様式13に係る書類を添えて別に定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。</p> <p>（補助金の額の確定の通知）</p> <p>1 2 都道府県知事は、厚生労働大臣から交付額の確定通知依頼（別紙様式14）があったときは、市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）に対し、別紙様式15により速やかに確定の通知を行うものとする。</p> <p>（補助金の返還）</p> <p>1 3 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。</p>	<p>（標準処理期間）</p> <p>9 都道府県知事は、交付申請書が到達した日から起算して原則として1月以内（7に規定する期限より遅くなる場合には7に規定する日まで）に厚生労働大臣に提出するものとし、厚生労働大臣は、交付申請書が到達した日から起算して原則として1月以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。</p> <p>（交付決定の通知）</p> <p>1 0 都道府県知事は、厚生労働大臣から交付決定通知依頼（別紙様式4）又は変更交付決定通知依頼（別紙様式9）があったときは、市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）に対し、別紙様式5又は別紙様式10により速やかに交付決定の通知を行うものとする。</p> <p>（実績報告）</p> <p>1 1 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。</p> <p>（1）指定都市市長及び中核市市長は、別紙様式12による事業実績報告書に関係書類を添えて別に定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。</p> <p>（2）市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）の長は、別紙様式12による事業実績報告書に関係書類を添えて都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。</p> <p>また、都道府県知事は、事業実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、これを取りまとめ別紙様式13による関係書類を添えて別に定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。</p> <p>（補助金の額の確定の通知）</p> <p>1 2 都道府県知事は、厚生労働大臣から交付額の確定通知依頼（別紙様式14）があったときは、市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）に対し、別紙様式15により速やかに確定の通知を行うものとする。</p> <p>（補助金の返還）</p> <p>1 3 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。</p>

平成27年度（案）

平成26年度

（その他）

1.4 特別の事情により4、7、8及び1.1に定める算定方法、手続きによること
ができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところ
によるものとする。

別紙様式（略）

（その他）

1.4 特別の事情により4、7、8及び1.1に定める算定方法、手続きによること
ができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところ
によるものとする。

別紙様式（略）

(参 考)

「臨時福祉給付金給付事務費の国庫補助について」(比較表)

平成27年度(案)	平成26年度
<p style="text-align: right;">厚生労働省発社援 第 号 平成 年 月 日</p> <p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働事務次官</p> <p style="text-align: center;">平成27年度臨時福祉給付金給付事務費の国庫補助について</p> <p>標記の国庫補助金の交付については、別紙「平成27年度臨時福祉給付金給付事務費補助金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)により行うこととされ、平成27年4月1日から適用することとされたので通知する。 なお、各都道府県知事におかれては、貴管内の市町村(特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。)に対する周知につき配慮願いたい。</p>	<p style="text-align: right;">厚生労働省発社援0401第2号 平成 26 年 4 月 1 日</p> <p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働事務次官</p> <p style="text-align: center;">平成26年度(平成25年度からの繰越分)臨時福祉給付金給付事務費 (地方公共団体分)の国庫補助について</p> <p>標記の国庫補助金の交付については、別紙「平成26年度(平成25年度からの繰越分)臨時福祉給付金給付事務費補助金交付要綱(地方公共団体分)」(以下「付要綱」という。)により行うこととされ、平成26年4月1日から適用することとされたので通知する。 なお、各都道府県知事におかれては、貴管内の市町村(特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。)に対する周知につき配慮願いたい。</p>

平成27年度（案）	平成26年度
<p>別紙</p> <p style="text-align: center;">平成27年度臨時福祉給付金給付事務費補助金交付要綱</p> <p>（通則）</p> <p>1 平成27年度臨時福祉給付金給付事務費補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生省}_{労働省}令第6号）の規定によるほか、この交付要綱に定めるところによる。</p> <p>（交付の目的）</p> <p>2 この補助金は、臨時福祉給付金の支給に伴う都道府県及び市町村（特別区を含む。）の実施事務に必要な経費を交付することを目的とする。</p> <p>（交付の対象）</p> <p>3 この補助金は、平成 年 月 日社援発 第 号社会・援護局長通知「臨時福祉給付金の実施について」の別紙「臨時福祉給付金支給要領（平成27年度）」に基づき都道府県及び市町村（特別区を含む。）が行う事務に必要な経費を交付の対象とする。</p> <p>（交付額の算定方法）</p> <p>4 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された合計額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。</p> <p>（1）都道府県分</p> <p>ア 次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>イ アにより選定された額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額（補助率：10/10相当）とする。</p>	<p>別紙</p> <p style="text-align: center;">平成26年度（平成25年度からの繰越分）臨時福祉給付金給付事務費補助金交付要綱（地方公共団体分）</p> <p>（通則）</p> <p>1 平成26年度（平成25年度からの繰越分）臨時福祉給付金給付事務費補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生省}_{労働省}令第6号）の規定によるほか、この交付要綱に定めるところによる。</p> <p>（交付の目的）</p> <p>2 この補助金は、臨時福祉給付金の支給に伴う都道府県及び市町村（特別区を含む。）の実施事務に必要な経費を交付することを目的とする。</p> <p>（交付の対象）</p> <p>3 この補助金は、平成26年2月12日社援発0212第1号社会・援護局長通知「臨時福祉給付金の実施について」の別紙「臨時福祉給付金支給要領」に基づき都道府県及び市町村（特別区を含む。）が行う事務に必要な経費を交付の対象とする。</p> <p>（交付額の算定方法）</p> <p>4 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された合計額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。</p> <p>（1）都道府県分</p> <p>ア 次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>イ アにより選定された額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額（補助率：10/10相当）とする。</p>

平成27年度（案）

平成26年度

1 種目	2 基準額	3 対象経費
臨時福祉給付金給付事務費補助金	厚生労働大臣が認めた額	臨時福祉給付金給付事務のために必要な 超過勤務手当 管理職員特別勤務手当 賃金 職員旅費 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費及び光熱水費） 役務費（通信運搬費、広告料、手数料） 使用料及び賃借料 共済費（賃金に係る社会保険料） 報償費 委託料 その他厚生労働大臣が認めた経費

1 種目	2 基準額	3 対象経費
臨時福祉給付金給付事務費補助金	厚生労働大臣が認めた額	臨時福祉給付金給付事務のために必要な 超過勤務手当 管理職員特別勤務手当 賃金 職員旅費 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費及び光熱水費） 役務費（通信運搬費、広告料、手数料） 使用料及び賃借料 共済費（賃金に係る社会保険料） 報償費 委託料 その他厚生労働大臣が認めた経費

(2) 市町村分

ア 次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額（補助率：10/10相当）とする。

1 種目	2 基準額	3 対象経費
臨時福祉給付金給付事務費補助金	厚生労働大臣が認めた額	臨時福祉給付金給付事務のために必要な 超過勤務手当 管理職員特別勤務手当 賃金 職員旅費 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費及び光熱水費） 役務費（通信運搬費、広告料、手数料） 使用料及び賃借料

(2) 市町村分

ア 次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額（補助率：10/10相当）とする。

1 種目	2 基準額	3 対象経費
臨時福祉給付金給付事務費補助金	厚生労働大臣が認めた額	臨時福祉給付金給付事務のために必要な 超過勤務手当 管理職員特別勤務手当 賃金 職員旅費 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費及び光熱水費） 役務費（通信運搬費、広告料、手数料） 使用料及び賃借料

平成27年度（案）	平成26年度						
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="222 344 457 537"></td> <td data-bbox="457 344 727 537"></td> <td data-bbox="727 344 1463 537"> 共済費（賃金に係る社会保険料） 報償費 委託料 その他厚生労働大臣が認めた経費 </td> </tr> </table>			共済費（賃金に係る社会保険料） 報償費 委託料 その他厚生労働大臣が認めた経費	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1519 344 1754 537"></td> <td data-bbox="1754 344 2024 537"></td> <td data-bbox="2024 344 2757 537"> 共済費（賃金に係る社会保険料） 報償費 委託料 その他厚生労働大臣が認めた経費 </td> </tr> </table>			共済費（賃金に係る社会保険料） 報償費 委託料 その他厚生労働大臣が認めた経費
		共済費（賃金に係る社会保険料） 報償費 委託料 その他厚生労働大臣が認めた経費					
		共済費（賃金に係る社会保険料） 報償費 委託料 その他厚生労働大臣が認めた経費					
<p>（補助金の概算払）</p> <p>5 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。</p> <p>（交付の条件）</p> <p>6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。</p> <p>（1）事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>（2）事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>（3）事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。</p> <p>（4）補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。</p> <p>（申請手続）</p> <p>7 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。</p> <p>（1）都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長は、別紙様式2による交付申請書に関係書類を添えて別に定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。</p> <p>（2）市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）の長は、別紙様式3による交付申請書に関係書類を添えて都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。</p> <p>また、都道府県知事は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、これを取りまとめ別紙様式2による交付申請書に関係書類を添えて別に定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。</p>	<p>（補助金の概算払）</p> <p>5 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。</p> <p>（交付の条件）</p> <p>6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。</p> <p>（1）事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>（2）事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>（3）事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。</p> <p>（4）補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業の完了する日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。</p> <p>（申請手続）</p> <p>7 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。</p> <p>（1）都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長は、別紙様式2による交付申請書に関係書類を添えて別に定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。</p> <p>（2）市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）の長は、別紙様式3による交付申請書に関係書類を添えて都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。</p> <p>また、都道府県知事は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、これを取りまとめ別紙様式2による交付申請書に関係書類を添えて別に定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。</p>						

平成 27 年度（案）	平成 26 年度
<p>（変更申請手続）</p> <p>8 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して、追加交付申請等を行う場合には、別紙様式 7 又は別紙様式 8 による変更交付申請書を、7 に定める申請手続の例により、別に定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。</p> <p>（標準処理期間）</p> <p>9 都道府県知事は、交付申請書が到達した日から起算して原則として 1 月以内（7 に規定する期限より遅くなる場合には 7 に規定する日まで）に厚生労働大臣に提出するものとし、厚生労働大臣は、交付申請書が到達した日から起算して原則として 1 月以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。</p> <p>（交付決定の通知）</p> <p>10 都道府県知事は、厚生労働大臣から交付決定通知依頼（別紙様式 4）又は変更交付決定通知依頼（別紙様式 9）があったときは、市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）に対し、別紙様式 5 又は別紙様式 10 により速やかに交付決定の通知を行うものとする。</p> <p>（実績報告）</p> <p>11 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。</p> <p>（1）都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長は、別紙様式 12 による事業実績報告書に<u>関係書類</u>を添えて別に定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。</p> <p>（2）市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）の長は、別紙様式 13 による事業実績報告書に<u>関係書類</u>を添えて都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。</p> <p>また、都道府県知事は、事業実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、これを取りまとめ別紙様式 12 に<u>関係書類</u>を添えて別に定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。</p> <p>（補助金の額の確定の通知）</p> <p>12 都道府県知事は、厚生労働大臣から交付額の確定通知依頼（別紙様式 14）があったときは、市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）の長に対し、別紙様式 15 により速やかに確定の通知を行うものとする。</p>	<p>（変更申請手続）</p> <p>8 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して、追加交付申請等を行う場合には、別紙様式 7 又は別紙様式 8 による変更交付申請書を、7 に定める申請手続の例により、別に定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。</p> <p>（標準処理期間）</p> <p>9 都道府県知事は、交付申請書が到達した日から起算して原則として 1 月以内（7 に規定する期限より遅くなる場合には 7 に規定する日まで）に厚生労働大臣に提出するものとし、厚生労働大臣は、交付申請書が到達した日から起算して原則として 1 月以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。</p> <p>（交付決定の通知）</p> <p>10 都道府県知事は、厚生労働大臣から交付決定通知依頼（別紙様式 4）又は変更交付決定通知依頼（別紙様式 9）があったときは、市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）に対し、別紙様式 5 又は別紙様式 10 により速やかに交付決定の通知を行うものとする。</p> <p>（実績報告）</p> <p>11 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。</p> <p>（1）都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長は、別紙様式 12 による事業実績報告書に<u>関係書類</u>を添えて別に定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。</p> <p>（2）市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）の長は、別紙様式 13 による事業実績報告書に<u>関係書類</u>を添えて都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。</p> <p>また、都道府県知事は、事業実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、これを取りまとめ別紙様式 12 <u>による</u> <u>関係書類</u>を添えて別に定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。</p> <p>（補助金の額の確定の通知）</p> <p>12 都道府県知事は、厚生労働大臣から交付額の確定通知依頼（別紙様式 14）があったときは、市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）の長に対し、別紙様式 15 により速やかに確定の通知を行うものとする。</p>

平成 2 7 年度 (案)	平成 2 6 年度
<p>(補助金の返還)</p> <p>1 3 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。</p> <p>(その他)</p> <p>1 4 特別の事情により 4、7、8 及び 1 1 に定める算定方法、手続きによること ができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。</p> <p>別紙様式 (略)</p>	<p>(補助金の返還)</p> <p>1 3 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。</p> <p>(その他)</p> <p>1 4 特別の事情により 4、7、8 及び 1 1 に定める算定方法、手続きによること ができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。</p> <p>別紙様式 (略)</p>